

安中市一般廃棄物処理基本計画

平成21年3月

安 中 市

目 次

第1章 基本的事項

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	1
第2節 本計画の期間	1
第3節 本計画の位置付けと他の法令・計画との関係	2
第4節 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価	4

第2章 地域の概要

第1節 人口の概況	5
第2節 産業の概況	7
第3節 将来計画等の概況	8

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標	9
第2節 ごみ処理の現状	10
1 処理対象ごみ	10
2 処理対象区域	12
3 収集・運搬の現況	12
4 中間処理	13
5 最終処分	13
6 ごみの処理経費	15
第3節 ごみ発生量及び処理量の見込み	16
1 計画収集人口の推計	16
2 ごみ排出量の実績値と予測結果	17
3 ごみ処理の課題	21
第4節 ごみ減量・再生利用に関する目標	26
1 国の廃棄物処理法における基本方針	26
2 国の循環型社会形成推進基本計画	27
3 群馬県の目標値	28
4 本市の目標値	29
第5節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	31
1 目標達成のための体系	31
2 ごみの排出抑制と減量化の方策	32
3 ごみの資源化に係る方策	35
4 ごみ減量化及び資源化についての重点施策	36

第6節	将来ごみ量の計画値	38
第7節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	40
1	収集・運搬計画	40
2	中間処理計画	40
3	最終処分計画	41
第8節	ごみの処理施設の整備に関する事項	42
第9節	その他のごみの処理に関し必要な事項	42
1	適正処理困難物等の対応方針	42
2	特別管理一般廃棄物の対応方針	42
3	安中市環境保健自治団体連合会の活用	43
4	不法投棄対策に関する事項	44
5	災害発生時における廃棄物処理の基本方針	44
6	地球温暖化防止に関する基本方針	44
第4章	生活排水処理基本計画	45
第1節	生活排水処理の状況	45
第2節	生活排水処理体系	45
第3節	生活排水処理の現状	47
1	生活排水の処理形態別人口等の実績	47
2	収集・運搬の主体	48
3	し尿処理施設及び汚水処理施設整備計画等	48
4	生活排水処理施設の管理主体等	50
5	し尿・浄化槽汚泥の処理経費	51
第4節	生活排水処理の課題	52
第5節	生活排水処理の目標と基本方針	53
1	基本目標	53
2	基本方針	54
3	基本目標達成のための役割	55
4	達成目標の設定	56
5	し尿及び浄化槽汚泥量等の予測	57
第6節	目標達成のための方策	58
第7節	生活排水処理施設整備計画	61
1	公共下水道事業整備計画	61
2	汚水処理施設整備計画	61
3	合併処理浄化槽整備計画	61

第1章 基本的事項

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、地球規模での深刻な環境問題を招くことになり、現在は環境との共生に向けた取り組みが緊急の課題となっています。

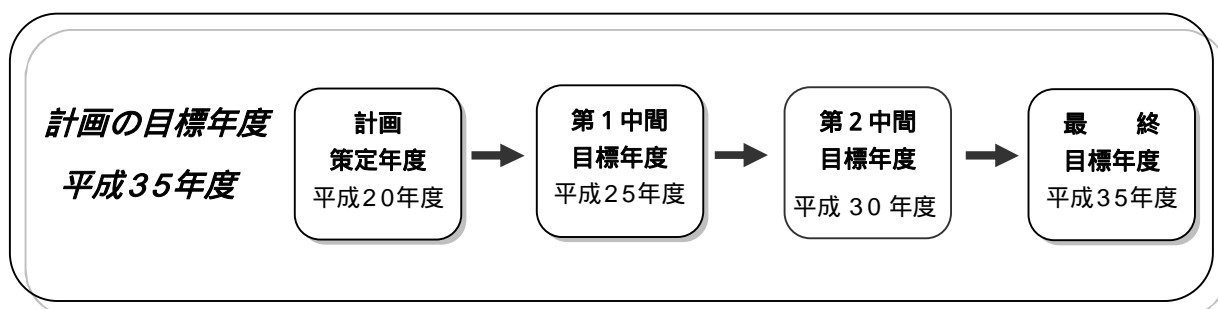
また、ごみの発生・排出の抑制は、河川等の公共用水域の水質汚濁防止とともに、優先的に取り組むべき課題であり、市民・事業者・行政の三者が自らの役割を果たすことが求められています。

そこで、安中市（以下、「本市」といいます。）においても、これまで実施してきた取り組みをさらに進めていくため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第六条第一項の規定に基づき、安中市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定し、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進及び生活排水の適正処理を目標に掲げ、「資源循環型社会の構築」を目指すものとします。

第2節 本計画の期間

本計画は平成20年度を策定年度とし、計画期間は平成21年度を初年度とする15年間とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施するため、中間目標年度として、平成25年度及び平成30年度を設定します。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行い、変動する社会情勢に柔軟に対応していくものとします。



第3節 本計画の位置付けと他の法令・計画との関係

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。また、本計画に
関係する法令の概要については表 1-3-1 に示すとおりです。

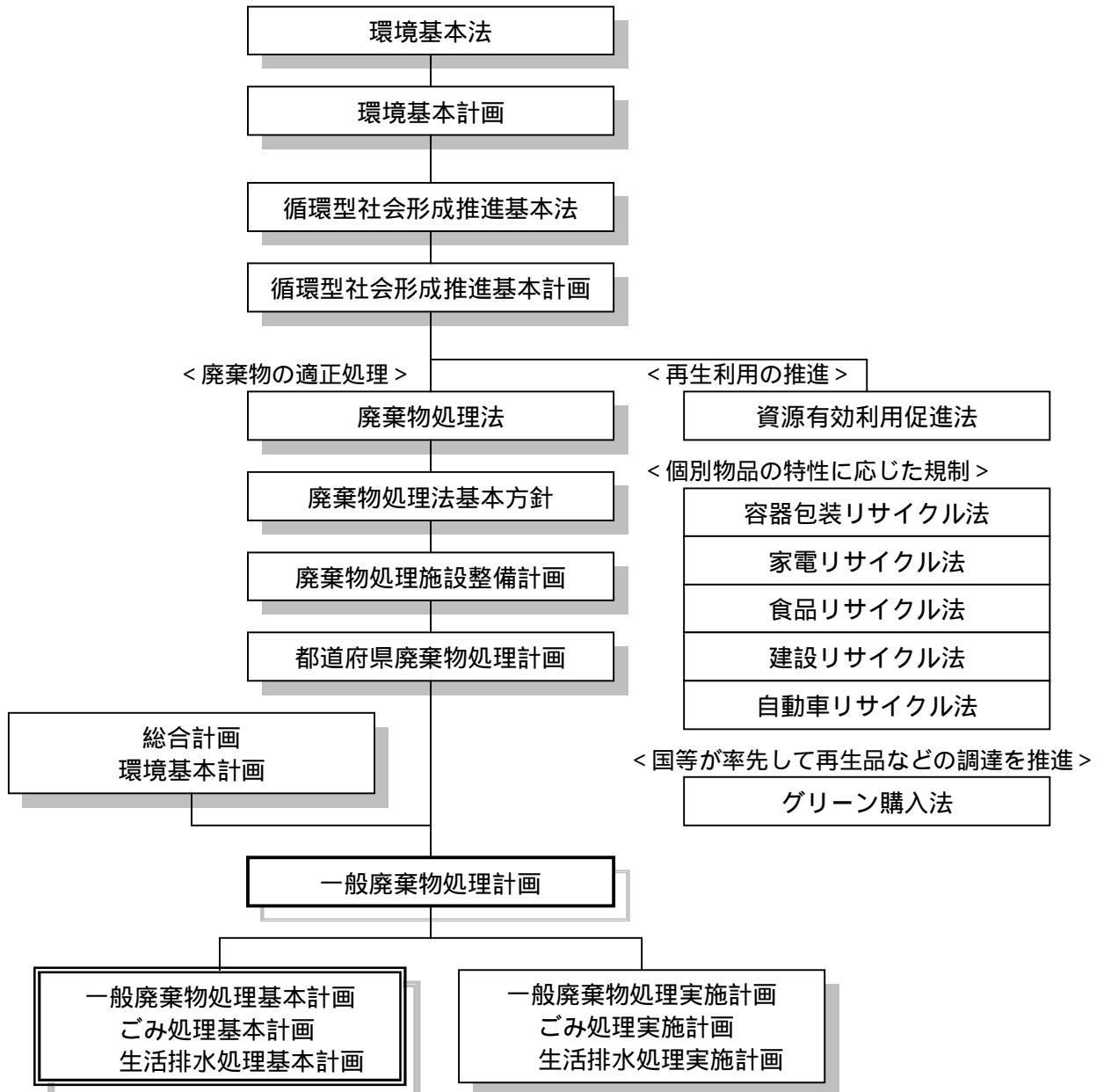


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表 1-3-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	策定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約 6 0 %）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

第4節 一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。

そのため、計画の推進状況を各施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、市民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

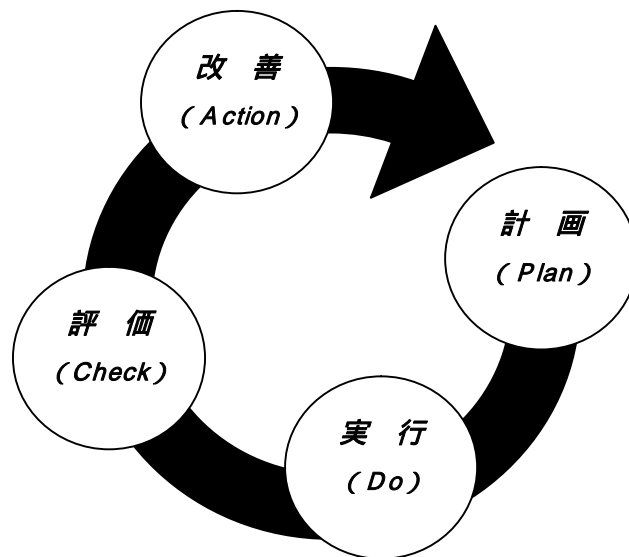


図 1-4-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル (イメージ図)

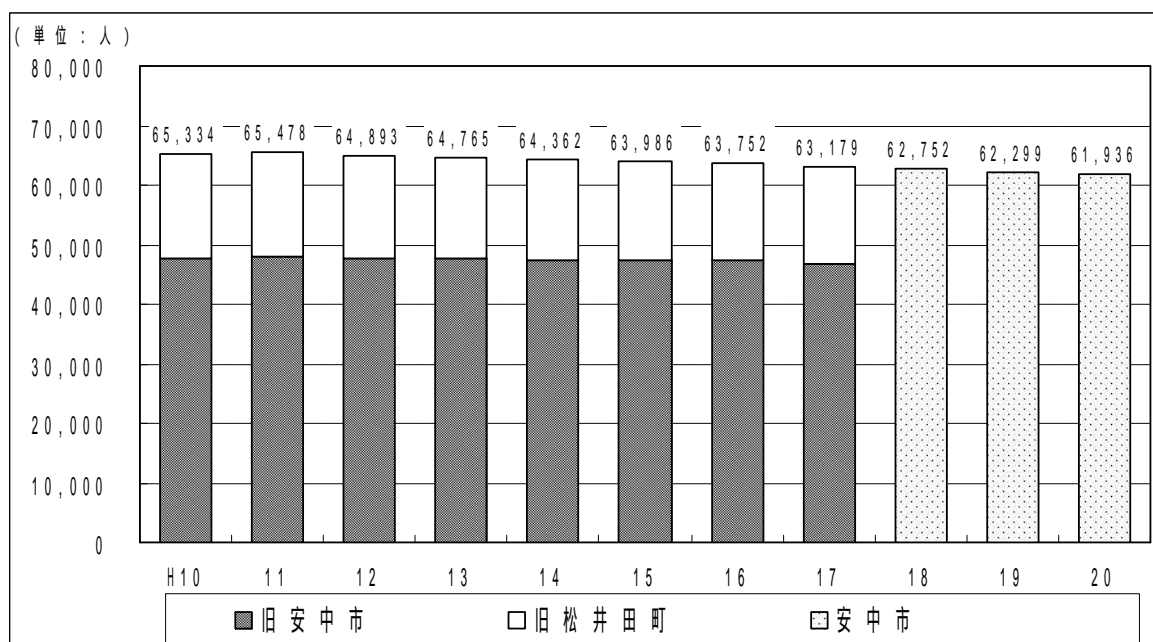
年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取り組み (市民・事業者・行政) ・推進状況の把握 ・推進状況の評価 ・次年度の目標と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策等の検討 ・関連事業、計画との連携 ・国、県、本市との連携

第2章 地域の概要

第1節 人口の概況

本市の近年の人口は、図2-1-1に示すとおり、減少傾向で推移しています。今後、少子化・高齢化が進むと予測されることから、わが国の人口動態と同様に、本市でも出生率の低下に伴う人口動態の減少傾向が進行していくものと予想されます。

そのため、本計画の上位計画となる「安中市総合計画」においても、将来人口等について、目標年度の平成29年度において61,000人、23,000世帯、平均世帯人口2.65人/世帯と想定しています。



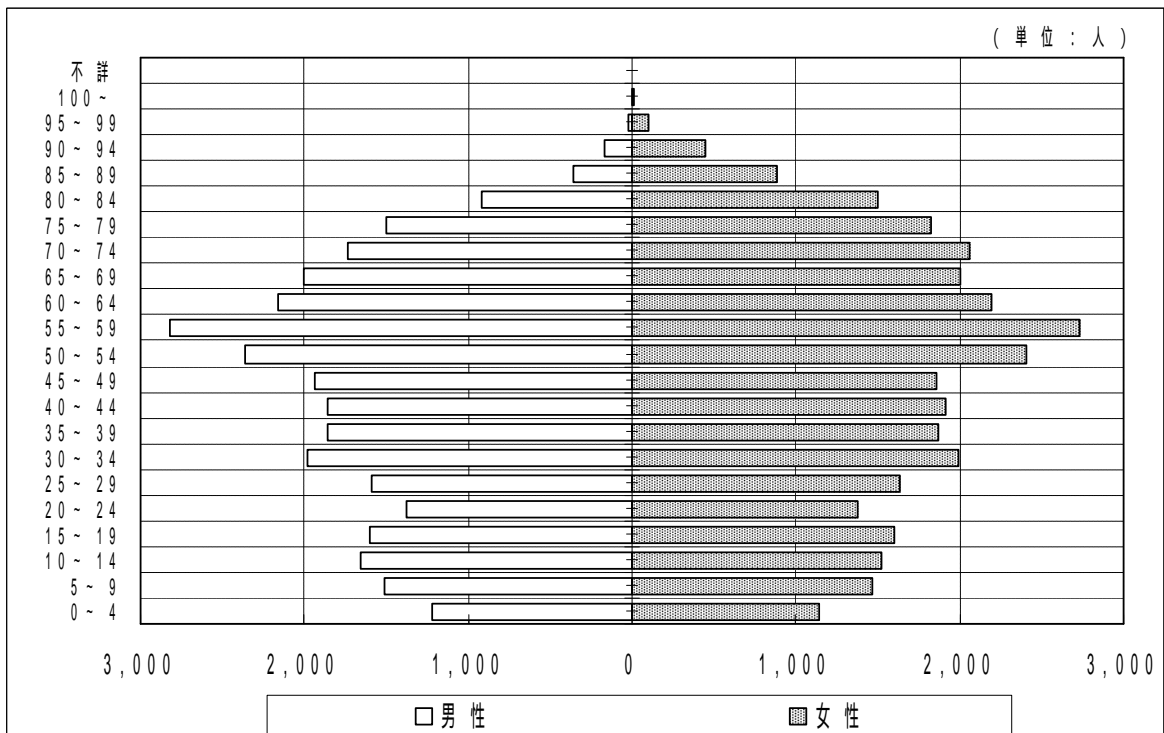
資料：群馬県移動人口調査結果（各年10月1日付け人口）

図2-1-1 本市における人口実績の推移

年齢別人口については図 2-1-2 に示すとおりです。

平成 17 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 55～59 歳が最も多くなっています。

また、0～14 歳までの年少人口は市全体の約 13.5%、15～64 歳までの生産年齢人口が約 61.9%となっていますが、65 歳以上の老年人口は約 24.6%となっています。



資料：総務省「国勢調査報告」(平成 17 年)より

図 2-1-2 本市における年齢別人口 (平成 17 年度)

今後は、さらに老年人口が増加していくことや、老人単身世帯の増加が予想されることから、将来的には行政サービスの一環として、高齢者や障害のある方を対象とした、ごみ出し支援サービスなどの導入についても検討を進めていく必要があると考えられます。

第2節 産業の概況

本市の産業別従業者数を表2-2-1に示します。

本市は製造業に従事する割合が比較的高く、亜鉛、カドミウム、機械部品や、半導体ウエハー、シリコン樹脂などが多く生産されています。また、商業では中心的な市街地が旧安中市地域と旧松井田町地域に存在しており、いずれも旧中山道の宿場町であり、街道沿いに商店街が形成されてきました。

農業では、水稻を中心として、畜産や野菜生産などが基幹的産業となっています。

表2-2-1 本市における産業別従業者数の概要

産業分類	従業者数 (人)	構成比	産業分類(大分類)	従業者数 (人)	構成比
第一次産業	2,417	7.88%	農林漁業	2,417	7.88%
第二次産業	10,531	34.32%	鉱業	37	0.12%
			建設業	2,326	7.58%
			製造業	8,168	26.62%
第三次産業	17,658	57.54%	電気・ガス・熱供給・水道業	117	0.38%
			運輸・通信業	1,885	6.14%
			卸売・小売業	4,547	14.82%
			金融・保険業	589	1.92%
			不動産業	128	0.42%
			飲食店・宿泊業	1,410	4.59%
			医療・福祉	2,499	8.14%
			教育・学習支援業	1,251	4.08%
			複合サービス事業	389	1.27%
			他に分類されないもの	3,912	12.75%
公務	931	3.03%			
分類不能	80	0.26%	分類不能	80	0.26%
総計	30,686	100.00%	総計	30,686	100.00%

資料：総務省「国勢調査報告」(平成17年)より

注：産業分類は平成17年国勢調査抽出速報集計を参考に、第一次産業を「農業」「林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業」「建設業」「製造業」、第三次産業は前記以外の産業としました。

このような産業構造から、本市では製造業の生産活動に伴う廃棄物が多く発生していると思われますが、これらの事業系廃棄物は事業者の責任において適正に処理されているものと考えられます。

第3節 将来計画等の概況

本市は、群馬県の西部に位置する雄大な妙義山をはじめとした山々に囲まれ、東西に流れる碓氷川とともに緑豊かな自然景観に恵まれた地域となっています。

この豊かな自然と美しい景観を観光や交流の資源として位置付け、いやし・憩い・やすらぎの空間として活用していくことも地域活性化の課題となっています。

また、地域の経済力を生み出し、産業を活性化させることは、本市の財政基盤の強化にもつながるため、まちづくりの大きな課題となっています。

本市は、JR安中榛名駅と2つのインターチェンジを有しており、JR北陸(長野)新幹線と上信越自動車道という広域高速交通網を活用するとともに、JR信越本線や沿線を結ぶ幹線道路の整備により、企業誘致などの地域経済活性化の基礎的条件として活かすことが必要となっています。

【安中市の将来像 まちづくりの理念】

健康で、安全・安心に暮らせるまちをつくる

歴史・文化を継承し、自然と共生する活力あるまちをつくる

交流と協働によるやすらぎのあるまちをつくる

本市ではごみの処理を碓氷川クリーンセンターごみ処理施設によって行っており、し尿・浄化槽汚泥は碓氷川クリーンセンターし尿処理施設において処理しています。

将来的にも現状の処理システムを維持していく方針ですが、し尿処理施設については、効率的な運転と増加傾向にある浄化槽汚泥に対応した施設の機能充実と適切な維持管理に努めます。また、剪定枝をバイオマスエネルギーの原料とすることや、粗大ごみ、自転車、プラスチック類などの再資源化を推進していくものとしします。

将来的にはごみステーションに排出できない粗大ごみの回収や、処理困難物の受け入れ施設の整備または近隣市町村との広域処理についても検討します。

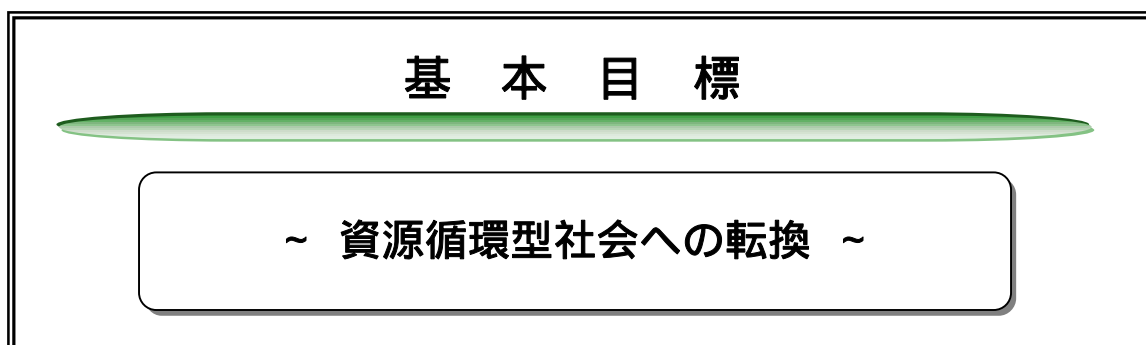
第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標

廃棄物問題では、単に排出されたごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という流れの各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのためには、事業者の経営姿勢や市民一人ひとりのライフスタイルに深く関係する問題として捉えていかなければなりません。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、廃棄物等の減量、資源の循環的な利用(再使用、再生利用)、適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきています。

そこで、基本目標を以下のように設定し、環境と共生する資源循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。



これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化等の問題を引き起こすこととなりました。

本市においても、これまで様々な施策を実施してきましたが、今後、さらに資源を有効に活用し、豊かな自然環境を維持していくため、「資源循環型社会¹」へ転換していく必要があります。

¹ 資源循環型社会とは「廃棄物の排出を抑制し、それでも排出される廃棄物については、可能な限り資源として適正かつ有効に利用します。そして、どうしても利用できないものだけを適正に処分することによって、天然資源の消費を抑制するとともに環境への負荷を低減していく社会」です。

第2節 ごみ処理の現状

本市全域から発生するごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ（金物類、ガラス類）、廃乾電池は、委託業者によりステーション回収され、直接搬入された粗大ごみとともに碓氷川クリーンセンターごみ処理施設において処理しています。

収集方法については、決められたルールに従って排出された一般廃棄物を指定の曜日に収集しています。

1 処理対象ごみ

処理の対象となる一般廃棄物は、碓氷川クリーンセンターのごみ処理方法等によって区分しています。

(1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、「もえるごみ」「もえないごみ（金物類）」「もえないごみ（ガラス類）」「廃乾電池」を収集しており、「資源ごみ」については、市内各地で実施されています。資源回収（新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック・アルミ缶など）と、公民館などに設置してあります飲料容器回収機（空缶・ペットボトル）によって回収しています。

また、「粗大ごみ」については、直接搬入（有料）により受け入れています。

本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を次に示します。

表 3-2-1 ごみの分別区分及び収集頻度等(平成 21 年 3 月現在)

区分	代表的なごみ	収集頻度	排出方法
もえるごみ	植木の枝・木切れ(太さ直径 5cm 以下のもので、長さ 50cm 以下に縛ったもの)、生ごみ、ビデオテープ、CD、プラスチック製品、革製品など	週 2 回	有料指定袋
もえないごみ (金物類)	缶、小型家電類(アイロン・ドライヤー・電気かみそり・電動鉛筆削り・トースター・電気ポット・電気スタンド・コーヒーメーカー・電話機・ラジオ・血圧計等)、金属を含むおもちゃ、傘、やかん、鍋、ポット、アルミ箔、体重計、懐中電灯など	月 1 ~ 3 回	透明又は白色半透明の袋
もえないごみ (ガラス類)	空ビン、植木鉢、瀬戸物等の食器、廃蛍光管など	月 1 ~ 3 回	透明又は白色半透明の袋
資源ごみ	新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、アルミ缶など(実施団体により回収品目が異なる)	各実施団体が指定する日	各実施団体が指定する方法
	空缶、ペットボトル	随時	飲料容器回収機
廃乾電池	乾電池(ボタン電池・充電電池以外の使用済み電池)	年 4 回	市が配付する指定回収袋
粗大ごみ	自転車、ふとん、マットレス、ステレオ、ストーブ類、応接セット、家具、タンス、勉強机、イス、ミシン、オルガン類、ガステーブル、スキー板、ベビーカー、ベッド、ワープロ、掃除機類等や、おおむね 50cm を超える物など	随時 (搬入時間内)	直接搬入 (有料)

(2) 収集・処理できないごみ

本市では、事業系ごみ、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象品目、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」の対象、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物(廃タイヤ、廃テレビ、廃電気冷蔵庫)等については、収集や受け入れを行っていません(一部の事業系ごみの受け入れは行っています)。

本市では収集できないごみの種類を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 本市では収集できないごみの種類

ごみ種	収集対象外の廃棄物	排出方法
適正処理困難物	タイヤ、バイク、バッテリーなど	販売店または交換した所（スタンド、修理工場等）に引き取りを依頼する。
	農業用ビニール資材、エンジン付き農耕機具、作業用一輪車など	購入先や専門業者に処理を依頼する
	LPGボンベ、消火器、浴槽、ドラム缶、屋根置用温水器など	
	薬品、廃油、ペンキなど	
	ブロック、コンクリート破片、レンガ、瓦など	
家電リサイクル法の対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機（平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加）	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する
資源有効利用促進法の対象品目	パソコン	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン3R推進センター等に問い合わせる
感染性医療廃棄物	医療系ごみ（注射器など）	医療機関の責任において適切に処理する
事業系ごみ	事業活動に伴って発生する廃棄物	自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する

2 処理対象区域

本市の行政区域全域がごみ処理対象区域となっています。

3 収集・運搬の現況

(1) 収集対象区域

本市全域が収集対象区域となります。

(2) 収集対象ごみ

収集対象ごみは、家庭系一般廃棄物のみです。

(3) ごみの分別排出方法

本市が指定するごみ分別基準に従って排出しています。なお、収集日の朝8時までに所定のごみステーションに排出するよう指導しています。

(4) ごみの収集方法

原則的にステーション(集積所)収集方式としていますが、粗大ごみについては碓氷川クリーンセンターに直接搬入するか、許可業者に収集を依頼することとしています。

(5) ごみの収集頻度

ごみの収集頻度については表 3-2-1(p.11)に示すとおりです。

(6) 収集・運搬車両

収集・運搬業務については、委託業者によって収集されています。

また、粗大ごみは市民及び許可業者による直接搬入となっています。

4 中間処理

中間処理は碓氷川クリーンセンターで処理しています。可燃ごみはごみ焼却処理施設において焼却し、粗大ごみ処理施設において手選別されたガラスカレット(透明、茶色、その他)は日本容器包装リサイクル協会の指定法人に、廃乾電池は民間業者に引き渡してリサイクルされており、鉄・アルミなどのプレス成型品については売却しています。

また、集団資源回収及び飲料容器回収機で回収した資源ごみについては民間業者により資源化されています。

5 最終処分

碓氷川クリーンセンターで処理されたごみの残渣(焼却灰、ばいじん、不燃残渣)は、民間委託により最終処分しています。

本市におけるごみ処理の流れを図 3-2-1 に示します。

〔分別排出〕 〔収集・運搬〕 〔中間処理〕 〔最終処分・資源化〕

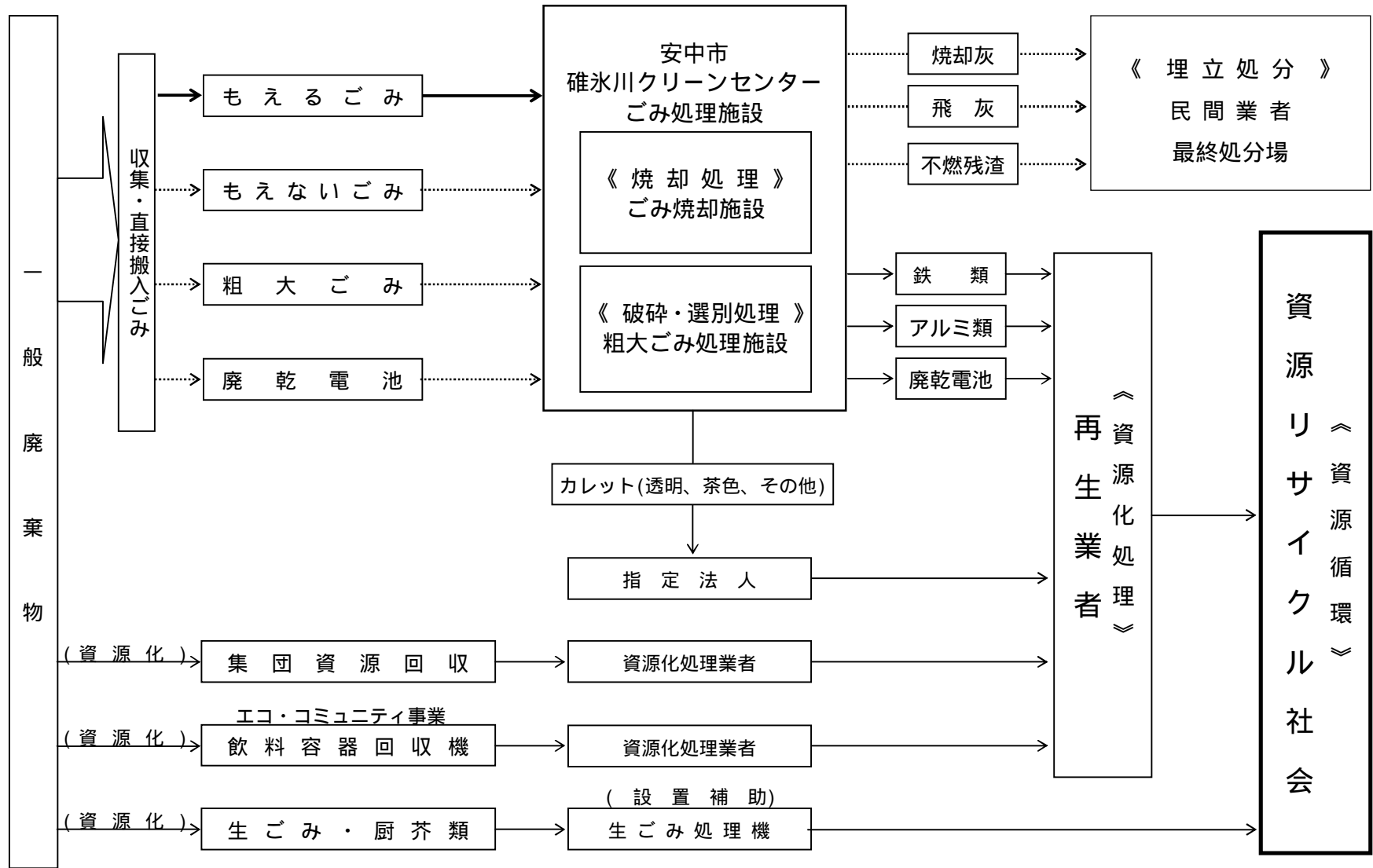


図 3-2-1 ごみ処理フロー図（平成 20 年度）

6 ごみの処理経費

本市におけるごみの処理経費を以下に示します。

平成 18 年度における建設・改良費を除く、ごみ 1 トン当たりの処理経費は、約 25,600 円/ t となっています。

全国自治体の平均である約 31,000 円/ t (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課「日本の廃棄物処理」平成 18 年度版より) より低くなっていますが、群馬県下の自治体平均である約 24,100 円/ t (群馬県「群馬県の廃棄物平成 18 年度版」より) と比較して、やや大きくなっています。これは本市が最終処分場を持たないことから、他市町村の施設建設費及び維持費分に相当する金額が、ごみ処理委託経費として上乘せされていると考えられます。

表 3-2-3 ごみ処理経費の推移 (単位: 千円)

区 分			年 度				
			H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	276,353	39,848	1,418	0	0
	調査費	6,300	0	4,515	0	0	
	小計	282,653	39,848	5,933	0	0	
処理及び維持管理費	人件費		121,883	123,410	125,870	123,061	86,699
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	108,297	154,002	151,771	157,884	166,815
		最終処分費	13,030	3,143	3,097	3,222	1,685
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		263,108	266,866	268,412	318,498	325,372
	その他		0	0	0	-	-
	調査研究費		-	-	-	-	0
小計		506,318	547,421	549,150	602,665	580,571	
その他		11,593	66,428	33,674	92,344	26,735	
合計		800,564	653,697	588,757	695,009	607,306	
年間ごみ処理量 (t)		20,679t	23,473t	22,920t	23,104t	23,760t	
1トン当たり事業費		38.7	27.8	25.7	30.1	25.6	
建設・改良費除く 1トン当たり事業費		25.0	26.2	25.4	30.1	25.6	

(資料: 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果」より)

平成 17 年度までは安中・松井田衛生施設組合の処理経費に旧安中市及び旧松井田町の委託費等を合計したものです。

第3節 ごみ発生量及び処理量の見込み

計画目標年度におけるごみの発生量及び処理量の見込みについては、将来人口の予測や、排出抑制及び資源化施策によるごみの減量化や資源物量の変動等を勘案するため、ごみの種類別に定めるものとします。

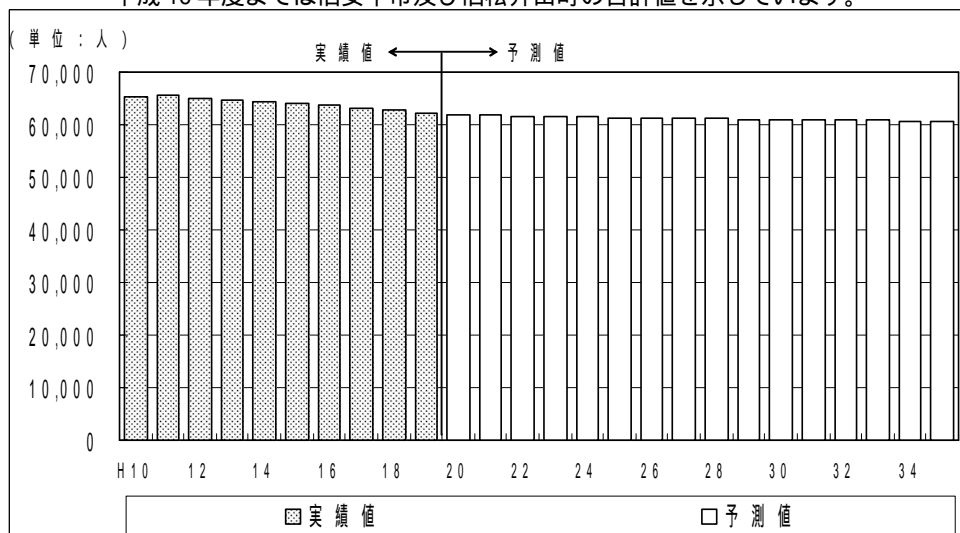
1 計画収集人口の推計

計画収集人口（将来人口）の実績値と予測結果は以下のとおりです。

表3-3-1 本市における計画収集人口（将来人口）の予測結果

年度		人口	年度		人口
実績値	平成10年度	65,334	予測値	平成23年度	61,581
	平成11年度	65,478		平成24年度	61,480
	平成12年度	64,893		平成25年度	61,385
	平成13年度	64,765		平成26年度	61,296
	平成14年度	64,362		平成27年度	61,212
	平成15年度	63,986		平成28年度	61,132
	平成16年度	63,752		平成29年度	61,057
	平成17年度	63,179		平成30年度	60,985
	平成18年度	62,752		平成31年度	60,917
	平成19年度	62,299		平成32年度	60,851
予測値	平成20年度	61,936	平成33年度	60,789	
	平成21年度	61,808	平成34年度	60,729	
	平成22年度	61,690	平成35年度	60,671	

平成16年度までは旧安中市及び旧松井田町の合計値を示しています。



平成16年度までは旧安中市及び旧松井田町の合計値を示しています。

図3-3-1 計画収集人口（将来人口）予測結果の推移

2 ごみ排出量の実績値と予測結果

ごみ排出量の実績値と予測結果は以下のとおりとなります。

表 3-3-2 過去 5 年間におけるごみ処理の実績値（1 人 1 日平均排出量）

区 分		単位	年 度					
			H15	H16	H17	H18	H19	
		実 績 値						
人口等	(1) 行政区内人口	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299	
	(2) 計画収集人口	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299	
	(3) 自家処理人口（(1) - (2)）	人	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	(4) 家庭系ごみ原単位	g/人日	759.49	731.20	733.59	760.46	737.98
		(5) 可燃ごみ	g/人日	672.70	654.50	660.32	686.91	668.17
		(6) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	31.01	26.61	24.47	24.99	22.90
		(7) 不燃ごみ（ガラス類）	g/人日	45.00	40.44	39.24	38.51	36.53
		(8) 資源ごみ	g/人日	-	-	-	-	-
		(9) 粗大ごみ	g/人日	9.82	8.74	8.66	9.22	9.51
		(10) 廃乾電池	g/人日	0.96	0.91	0.90	0.83	0.87
		(11) エココミュニティ事業（資源物）	g/人日	8.42	11.12	11.25	11.35	12.22
		(12) アルミ缶	g/人日	1.48	2.04	2.14	2.15	2.20
		(13) スチール缶	g/人日	3.54	4.24	4.06	3.68	3.70
	(14) ペットボトル	g/人日	3.40	4.84	5.05	5.52	6.32	
	(15) 集団資源回収量	g/人日	84.29	87.85	92.07	93.58	98.96	
	事業系	(16) 事業系ごみ年間搬入原単位	g/人日	152.91	154.87	165.03	172.00	180.57
		(17) 可燃ごみ	g/人日	151.14	153.21	163.46	170.48	179.05
		(18) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	0.72	0.49	0.39	0.25	0.26
(19) 不燃ごみ（ガラス類）		g/人日	0.48	0.38	0.35	0.25	0.27	
(20) 粗大ごみ		g/人日	0.57	0.79	0.83	1.02	0.99	
計	(21) ごみ排出量原単位	g/人日	1,005.11	985.04	1,001.94	1,037.39	1,029.73	
減量化指数（H18:1,037.39g/人日を100とする）			97	95	97	100	99	
処理内訳	(22) 破碎・選別処理量原単位	g/人日	88.56	78.36	74.84	75.07	71.33	
		(a) 可燃残渣	g/人日	15.47	12.84	8.49	10.68	8.32
		(b) 選別資源物	g/人日	33.61	30.62	28.06	29.10	26.10
		(c) 不燃残渣	g/人日	39.48	34.90	38.29	35.29	36.91
	(23) 焼却処理量原単位	g/人日	839.31	820.55	832.27	868.07	855.54	
	(24) 焼却残渣（焼却灰）	g/人日	81.79	76.18	83.92	81.36	87.81	
	(25) 焼却残渣（ばいじん）	g/人日	20.86	20.06	21.22	21.62	22.74	
	(26) 直接資源化量原単位	g/人日	92.71	98.97	103.32	104.93	111.18	
	(27) 総資源化量原単位	g/人日	126.32	129.59	131.38	134.03	137.28	
	(28) 資源化率	%	12.57%	13.16%	13.11%	12.92%	13.33%	
(29) 最終処分量原単位	g/人日	142.13	131.14	143.43	138.27	147.46		
(30) 最終処分率	%	14.14%	13.31%	14.32%	13.33%	14.32%		

平成 17 年度以前の値については旧安中市及び旧松井田町の合計としています。

表 3-3-3 過去 5 年間におけるごみ処理の実績値（年間排出量）

区 分		単位	年 度					
			H15	H16	H17	H18	H19	
			実 績 値					
人口等	(1) 行政区域内人口	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299	
	(2) 計画収集人口	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299	
	(3) 自家処理人口（(1) - (2)）	人	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	(4) 家庭系ごみ年間排出量	t / 年	17,737	17,014	16,917	17,417	16,782
		(5) 可燃ごみ	t / 年	15,711	15,230	15,227	15,733	15,194
		(6) 不燃ごみ（金物類）	t / 年	724	619	564	572	521
		(7) 不燃ごみ（ガラス類）	t / 年	1,051	941	905	882	831
		(8) 資源ごみ	t / 年	-	-	-	-	-
		(9) 粗大ごみ	t / 年	229	203	200	211	216
		(10) 廃乾電池	t / 年	22	21	21	19	20
		(11) エコ・コミュニティ事業（資源物）	t / 年	196	259	259	260	278
		(12) アルミ缶	t / 年	34	47	49	49	50
		(13) スチール缶	t / 年	83	99	94	84	84
	(14) ペットボトル	t / 年	79	113	116	127	144	
	(15) 集団資源回収量	t / 年	1,969	2,044	2,123	2,143	2,250	
	事業系	(16) 事業系ごみ年間搬入量	t / 年	3,571	3,603	3,805	3,940	4,105
		(17) 可燃ごみ	t / 年	3,530	3,565	3,769	3,905	4,071
		(18) 不燃ごみ（金物類）	t / 年	17	11	9	6	6
(19) 不燃ごみ（ガラス類）		t / 年	11	9	8	6	6	
(20) 粗大ごみ		t / 年	13	18	19	23	22	
計	(21) ごみ排出量年間排出量	t / 年	23,473	22,920	23,104	23,760	23,415	
減量化指数(H18:23,760 t / 年を100とする)			99	96	97	100	99	
処理内訳	(22) 破碎・選別処理量	t / 年	2,067	1,822	1,726	1,719	1,622	
		(a) 可燃残渣	t / 年	361	299	196	245	189
		(b) 選別資源物	t / 年	785	713	647	666	593
		(c) 不燃残渣	t / 年	921	810	883	808	840
	(23) 焼却処理量	t / 年	19,602	19,094	19,192	19,883	19,454	
	(24) 焼却残渣（焼却灰）	t / 年	1,910	1,773	1,935	1,863	1,997	
	(25) 焼却残渣（ばいじん）	t / 年	487	467	489	495	517	
	(26) 直接資源化量	t / 年	2,165	2,303	2,382	2,403	2,528	
	(27) 総資源化量	t / 年	2,950	3,016	3,029	3,069	3,121	
	(28) 資源化率	%	12.57%	13.16%	13.11%	12.92%	13.33%	
(29) 最終処分量	t / 年	3,318	3,050	3,307	3,166	3,354		
(30) 最終処分率	%	14.14%	13.31%	14.31%	13.32%	14.32%		

平成 17 年度以前の値については旧安中市及び旧松井田町の合計としています。

これまでに実施しているごみの減量化・資源化施策の効果により、将来的にも家庭系ごみは徐々に減少していくと考えられますが、事業系ごみが著しく増加すると予想されることから、このままであればごみの排出量は増加傾向で推移するものと考えられます。

表 3-3-4 現状のまま推移した場合の予測結果（1人1日平均排出量）

区 分		単 位	年 度					
			H18 実績	H22	H25	H30	H35	
人 口 等	(1) 行政区域内人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(2) 計画収集人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(3) 自家処理人口（(1) - (2)）	人	0	0	0	0	0	
要 処 理 量	家 庭 系	(4) 家庭系ごみ原単位	g/人日	760.46	733.68	730.59	726.96	724.32
		(5) 可燃ごみ	g/人日	686.91	668.52	668.52	668.52	668.52
		(6) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	24.99	20.70	19.19	17.43	16.14
		(7) 不燃ごみ（ガラス類）	g/人日	38.51	34.45	32.89	31.05	29.72
		(8) 資源ごみ	g/人日	-	-	-	-	-
		(9) 粗大ごみ	g/人日	9.22	9.19	9.19	9.19	9.19
	事 業 系	(10) 廃乾電池	g/人日	0.83	0.82	0.80	0.77	0.75
		(11) エコ・コミュニティ事業（資源物）	g/人日	11.35	12.69	13.36	14.27	15.04
		(12) アルミ缶	g/人日	2.15	2.27	2.32	2.38	2.43
		(13) スチール缶	g/人日	3.68	3.61	3.59	3.57	3.56
	計	(14) ペットボトル	g/人日	5.52	6.81	7.45	8.32	9.05
		(15) 集団資源回収量	g/人日	93.58	100.87	103.57	106.75	109.05
		(16) 事業系ごみ年間搬入原単位	g/人日	172.00	201.70	223.76	260.47	297.17
		(17) 可燃ごみ	g/人日	170.48	200.01	221.94	258.48	295.03
	事 業 系	(18) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26
(19) 不燃ごみ（ガラス類）		g/人日	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26	
(20) 粗大ごみ		g/人日	1.02	1.17	1.30	1.47	1.62	
(21) ごみ排出量原単位		g/人日	1,037.39	1,048.94	1,071.28	1,108.45	1,145.58	
減量化指数(H18:1,037.39g/人日を100とする)			100	101	103	107	110	
処 理 内 訳	(22) 破碎・選別処理量原単位	g/人日	75.07	66.85	63.89	60.43	57.94	
		(a) 可燃残渣	g/人日	10.68	9.51	9.08	8.59	8.24
		(b) 選別資源物	g/人日	29.10	25.39	24.26	22.95	22.00
		(c) 不燃残渣	g/人日	35.29	31.95	30.55	28.89	27.70
	(23) 焼却処理量原単位	g/人日	868.07	878.04	899.54	935.59	971.79	
	(24) 焼却残渣（焼却灰）	g/人日	81.36	85.60	87.70	91.22	94.74	
	(25) 焼却残渣（ばいじん）	g/人日	21.62	22.18	22.72	23.63	24.55	
	(26) 直接資源化量原単位	g/人日	104.93	113.56	116.93	121.02	124.09	
	(27) 総資源化量原単位	g/人日	134.03	138.95	141.19	143.97	146.09	
	(28) 資源化率	%	12.92%	13.25%	13.18%	12.99%	12.75%	
(29) 最終処分量原単位	g/人日	138.27	139.73	140.97	143.74	146.99		
(30) 最終処分率	%	13.33%	13.32%	13.16%	12.97%	12.83%		

平成 22 年度は国及び県の目標年度となっているため、参考として示しています。

表 3-3-5 現状のまま推移した場合の予測結果（年間排出量）

区 分		単位	年 度					
			H18 実績値	H22	H25	H30	H35	
人口等	(1) 行政区域内人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(2) 計画収集人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(3) 自家処理人口（(1) - (2)）	人	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	(4) 家庭系ごみ年間排出量	t / 年	17,417	16,520	16,370	16,182	16,040
		(5) 可燃ごみ	t / 年	15,733	15,053	14,979	14,881	14,804
		(6) 不燃ごみ（金物類）	t / 年	572	466	430	388	357
		(7) 不燃ごみ（ガラス類）	t / 年	882	776	737	691	658
		(8) 資源ごみ	t / 年	-	-	-	-	-
		(9) 粗大ごみ	t / 年	211	207	206	205	204
		(10) 廃乾電池	t / 年	19	18	18	17	17
		(11) エコ・コミュニティ事業（資源物）	t / 年	260	285	299	317	333
		(12) アルミ缶	t / 年	49	51	52	53	54
		(13) スチール缶	t / 年	84	81	80	79	79
	(14) ペットボトル	t / 年	127	153	167	185	200	
	(15) 集団資源回収量	t / 年	2,143	2,271	2,321	2,376	2,415	
	事業系	(16) 事業系ごみ年間搬入量	t / 年	3,940	4,542	5,014	5,799	6,581
		(17) 可燃ごみ	t / 年	3,905	4,504	4,973	5,754	6,533
		(18) 不燃ごみ（金物類）	t / 年	6	6	6	6	6
(19) 不燃ごみ（ガラス類）		t / 年	6	6	6	6	6	
(20) 粗大ごみ		t / 年	23	26	29	33	36	
計	(21) ごみ排出量年間排出量	t / 年	23,760	23,618	24,004	24,674	25,369	
減量化指数（H18:23,760 t / 年を100とする）			100	99	101	104	107	
処理内訳	(22) 破碎・選別処理量	t / 年	1,719	1,505	1,432	1,346	1,284	
		(a) 可燃残渣	t / 年	245	214	204	191	183
		(b) 選別資源物	t / 年	666	572	544	511	488
		(c) 不燃残渣	t / 年	808	719	684	644	613
	(23) 焼却処理量	t / 年	19,883	19,771	20,156	20,826	21,520	
	(24) 焼却残渣（焼却灰）	t / 年	1,863	1,928	1,965	2,030	2,098	
	(25) 焼却残渣（ばいじん）	t / 年	495	499	509	526	544	
	(26) 直接資源化量	t / 年	2,403	2,556	2,620	2,693	2,748	
	(27) 総資源化量	t / 年	3,069	3,128	3,164	3,204	3,236	
	(28) 資源化率	%	12.92%	13.24%	13.18%	12.99%	12.76%	
(29) 最終処分量	t / 年	3,166	3,146	3,158	3,200	3,255		
(30) 最終処分率	%	13.32%	13.32%	13.16%	12.97%	12.83%		

平成 22 年度は国及び県の目標年度となっているため、参考として示しています。

本市では表 3-3-6 に示すように、ごみの減量化を強く推進してきたこともあり、ごみ 1 人 1 日平均排出量は、全国平均よりも約 80g/人日、群馬県平均よりも約 140g/人日ほど少なくなっており、平成 19 年度では、さらに減量化されています。

表 3-3-6 ごみ排出量の国及び県との比較

区分	年度	全国平均	群馬県平均	安中市	
		平成18年度	平成18年度	平成18年度	平成19年度 (参考)
ごみ 1 人 1 日平均排出量		1,116	1,177	1,037	1,030
全国平均との差		-	+61	-79	-86
群馬県平均との差		-61	-	-140	-147

資料：環境省「日本の廃棄物処理（平成 18 年度版）」
群馬県「群馬県の廃棄物 平成 18 年度版」

3 ごみ処理の課題

本市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

(1) ごみ分別の課題

1 新たな資源ごみ分別区分の検討

2 容器包装リサイクル法への完全対応

資源物は、ごみに混ざってしまうと選別することが難しくなりますが、排出段階において、きちんと分けてあれば比較的容易に資源化できます。

今後はリサイクル関連法に準じた資源ごみについて、排出段階から中間処理まで考慮し、効率的に資源化できるシステムを整備していくことが重要になります。

計画のポイント

紙類、プラスチック類の資源化

その他紙製容器包装・その他プラスチック製容器包装等の資源化

(2) ごみ排出量の課題

1 可燃ごみに含まれる資源の分別収集

2 紙類・プラスチック類を中心としたごみ資源化

可燃ごみの中には紙類やプラスチック類などの資源物が含まれています。また、生ごみや木質系のごみなどのバイオマス化できるごみは、発生源で自然に還元することができるため、市民・事業者が排出の段階で対策を強化していく必要があります。

これらのことから「紙類」「プラスチック類」「厨芥類(生ごみ)」を中心に、ごみ減量化を重点的に進めることが課題となります。

計画のポイント

紙類及びプラスチック類の減量化・資源化

生ごみの減量化・資源化

(3) ごみ減量化の課題

1 市民・事業者・本市がともに行動する体制づくり

2 事業系ごみの減量化・資源化施策の充実

これまで、本市では生ごみ処理機設置補助金の交付やエコ・コミュニティ事業の実施等により、ごみの発生抑制・資源化施策を実施してきましたが、ごみ量はほぼ横ばい傾向で推移しています。

ごみの発生を抑制するためには、市民一人ひとりが資源の大切さを自覚して取り組む必要があります。不要なものを買わない、物を大切に長く使っていくなど、ライフスタイルそのものを見直していくことが必要となります。

特に事業者は、消費者が購入した商品が廃棄される時のことを考慮し、商品の

流通・販売・その他事業活動の全般において、ごみの発生抑制に取り組む必要があります。

本市ではこれからも、ごみの発生抑制・減量化にかかる施策の充実を図り、加えて、これまでの施策にない新たな取り組みを検討し、市民・事業者・本市がともに行動する体制づくりを推進していくものとします。

計画のポイント

3者の協働体制の確立

地域に根ざした発生抑制・減量化の検討

(4) 資源化の課題

1 分別収集品目の見直しの検討

2 効率的な資源化処理システムの充実

本市では、ごみの資源化を促進するため、市民の方々の協力のもと、集団資源回収やエコ・コミュニティ事業等による資源回収を実施しており、資源化率の増加に寄与していると考えられます。

将来的に資源化率をさらに向上させるためには、従来から行っている資源の分別を徹底するとともに、新たな資源化対象品目の検討を行っていく必要があります。特に紙類及びプラスチック類については、ごみに含まれている割合が多いことから、重点的な対策が必要と考えられます。

また、今後は市民及び本市が中心となった今までの取り組みに加え、事業者を対象としたリサイクルルートの確保により、資源化しやすいシステムづくりに取り組んでいくことも必要となります。

計画のポイント

分別の徹底と分別品目の追加を検討

事業系ごみのリサイクルルートの確立

(5) 中間処理・最終処分の課題

1 安全かつ安定したごみ処理方法の確保

2 中間処理施設の適正な維持管理

碓氷川クリーンセンターごみ処理施設の処理能力については、将来的な人口の推移を考慮すると十分な能力があると考えられます。

今後は、経年劣化、損耗する施設機能を維持するため、適切な整備を行っていく必要があります。

また、最終処分場の建設についても検討していきます。

計画のポイント

中間処理施設の適切な運転管理及び処理能力の維持

(6) 市民アンケートから見いだせる課題

1 減量化・資源化施策について周知徹底を図る

2 リサイクル意識の高揚や環境学習等の啓発活動

本計画の策定に際し実施した市民アンケートにより、市民のごみ減量やリサイクルへの取り組みに対する関心の高さが明らかになりました。

しかし、ごみの減量化や資源化のための具体的な行動やその方法が判らないため、あまり実施できていない等の問題も浮き彫りとなったことから、今後は広報

やホームページ等による情報提供や環境学習等の啓発活動が重要になってきています。

計画のポイント

広報・ホームページによる情報提供の充実

環境学習等の啓発活動の活性化

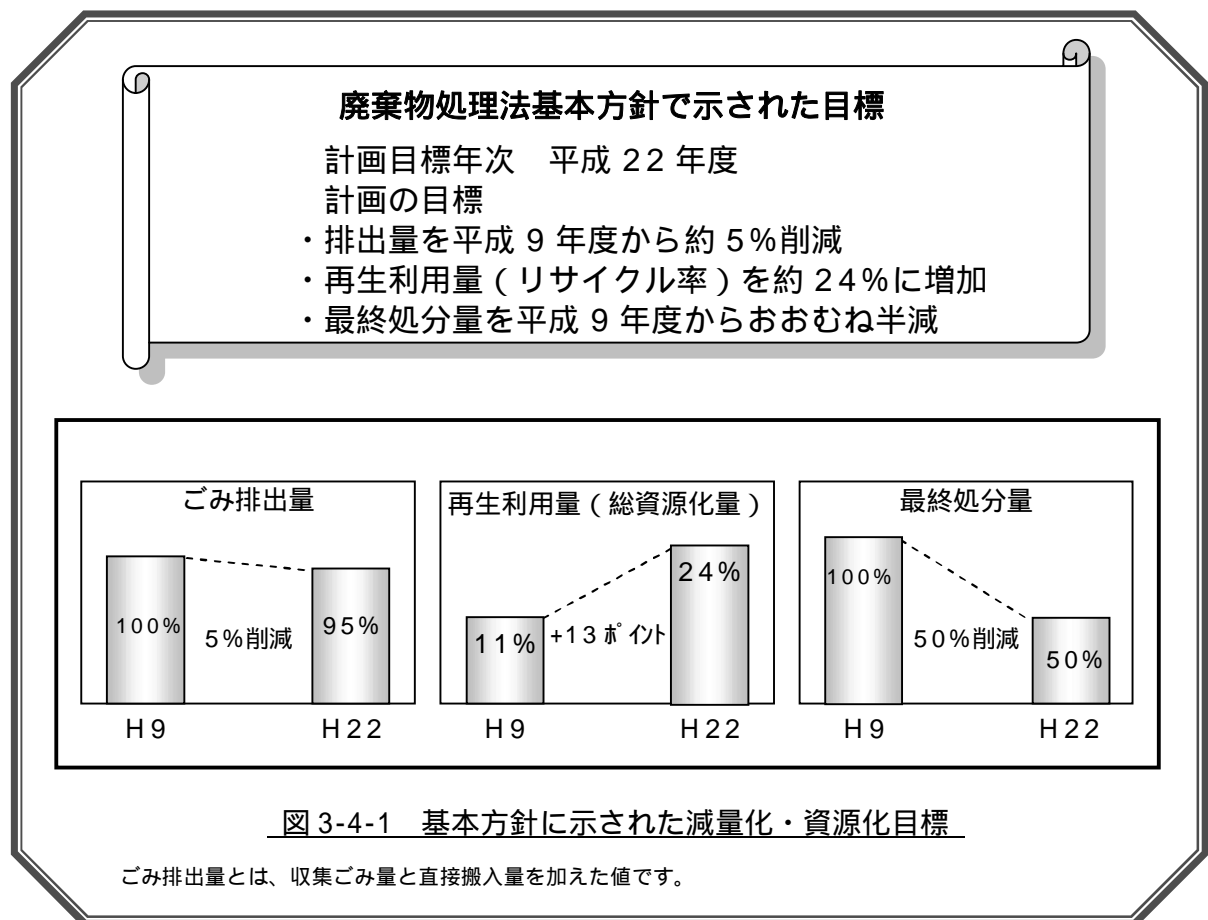
第4節 ごみ減量・再生利用に関する目標

1 国の廃棄物処理法における基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示されました。

この基本方針では、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する循環型社会の実現を図ることが必要とされています。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。



2 国の循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)が制定されたことを受け、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に見直しが行われています。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

計画目標の設定(平成12年度～平成27年度)

- ・約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
- ・1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
- ・資源回収されるものを除いた1人1日当たり家庭から排出するごみの量の約20%削減
- ・事業系ごみ排出量(総量)の約20%削減
- ・地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

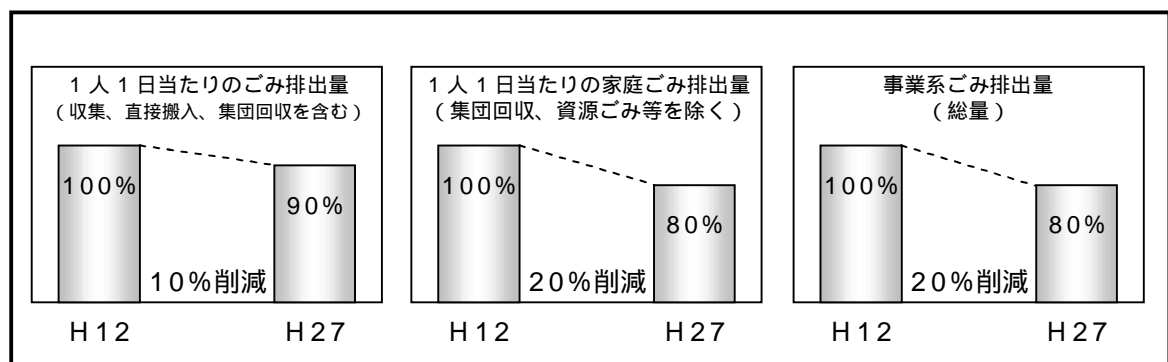


図3-4-2 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

3 群馬県の目標値

群馬県では、廃棄物の減量化や資源循環の推進を図るため、県民や事業者、行政などが一体となって取り組むため、「群馬県廃棄物処理計画」を策定しています。この計画では循環型社会の形成のため、排出量、再生利用量、最終処分量などについて数値目標を掲げています。

平成 18 年 3 月に策定された「第 2 次群馬県廃棄物処理計画」における一般廃棄物減量化目標値は以下のとおりとなっています。

表 3-4-1 「第 2 次群馬県廃棄物処理計画」における減量化等の目標

排 出 量	平成 22 年度において、平成 10 年度より 5%削減
再 生 利 用 量	平成 10 年度の 13.4%から、平成 22 年度には 27%に増加
最 終 処 分 量	平成 10 年度の 50%に削減

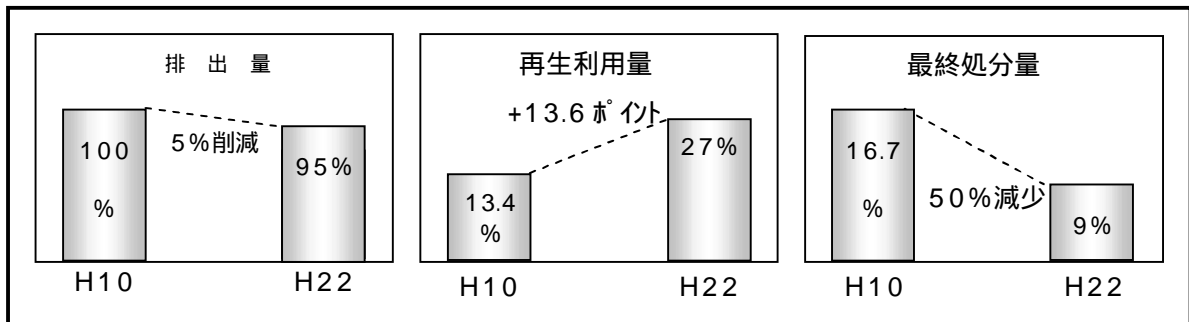


図 3-4-3 「第 2 次群馬県廃棄物処理計画」における減量化等の目標

4 本市の目標値

(1) 本市における取り組み

ごみの減量化やリサイクルについて、さらなる周知・啓発を図ります。
 分別収集の細分化や3Rの推進、不要品などの再利用促進活動を行います。
 剪定枝・葉等についてはバイオマス原料として活用することを検討します。
 書籍類の古紙回収業者の引き取り依頼の推進や、粗大ごみ、自転車、プラスチック類などの再資源化を検討していきます。
 廃蛍光管の委託による再資源化を検討します。

(2) ごみ処理に関する数値目標

本市では、将来的にも持続可能な廃棄物処理を推進していくための目標として、
 県の数値目標を参考に、ごみの排出量を最終目標年度（平成35年度）までに平成
 18年度の15%を削減するものとします。

なお、再生利用率及び最終処分率については、原則的に現在の中間処理施設に
 よる処理・処分を継続していく方針であるため、本市では以下の数値目標を達成
 することを目指します。

表 3-4-2 本市における減量化・資源化等の数値目標

排 出 量	平成35年度までに、平成18年度より15%削減
再 生 利 用 率	平成18年度の12.9%から、平成35年度には22.3%に増加
最 終 処 分 率	平成18年度の13.3%から、平成35年度には12.2%に削減

安中市は、平成17年度（平成18年3月18日）に旧安中市と旧松井田町が合併して誕生したことから、合併後の平成18年度を基準年度とします。

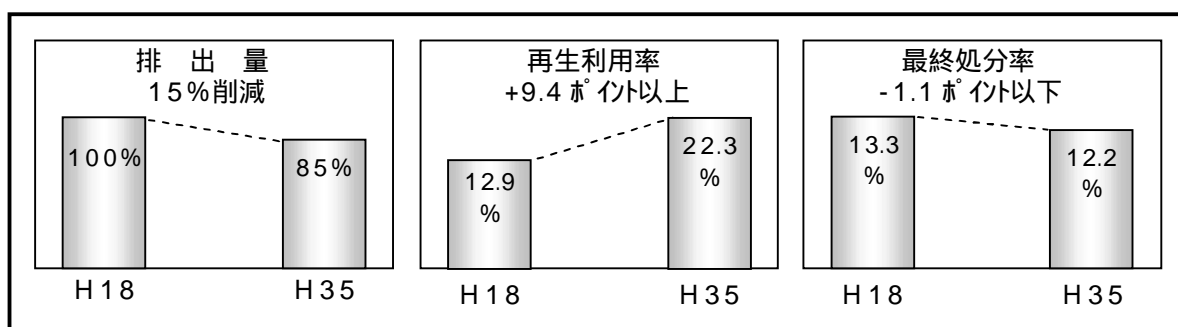


図 3-4-4 本市における減量化・資源化等の目標

中間目標年度などの減量化・資源化の目標

区 分	基準年度 平成 18 年度	参考 平成 22 年度	第 1 中間目標 平成 25 年度	第 2 中間目標 平成 30 年度	最終目標 平成 35 年度
排 出 量	23,760 t/年 (100%)	22,187 t/年 (93.4%)	20,376 t/年 (85.8%)	20,254 t/年 (85.2%)	20,160 t/年 (84.8%)
再生利用率	12.9% (3,069 t/年)	14.1% (3,126 t/年)	21.8% (4,449 t/年)	22.1% (4,480 t/年)	22.3% (4,503 t/年)
最終処分率	13.3% (3,166 t/年)	13.4% (2,969 t/年)	12.5% (2,552 t/年)	12.3% (2,496 t/年)	12.2% (2,454 t/年)

自家処理量（コンポスト化量）を含まない

第5節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

1 目標達成のための体系

目標達成のため、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の施策体系を次のとおりとし、市民に対し周知を図っていきます。

Reduce（リデュース） - 減らす

ごみの量を減らそう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。



Reuse（リユース） - 再使用する

繰り返し使いましょう。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不用になったものは、人に譲ったり、リサイクルショップなどに持ち込んでみてはいかがでしょうか。



Recycle（リサイクル） - 再生利用する

再生資源に戻そう。

再生できるもの（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着、生きびん、雑びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなど）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。

2 ごみの排出抑制と減量化の方策

(1) 本市（行政）における方策

連携体制の構築

ごみの減量化を推進していくためには、行政と各種団体の協力のもと、農業・商工業・廃棄物関係業者等と連携し、実行していく必要があります。そのため、本市及び近隣自治体等との連携体制の構築について検討していきます。

啓発活動の推進

ア ごみ減量化の基本的な方策は、ごみの排出をいかに少なくできるかということです。そのため、現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動について、広報等によって定期的実施していきます。

イ 循環型社会を形成するためには、ごみの減量化や資源のリサイクルといった様々なごみ問題について、市民一人ひとりの行動が非常に重要となります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育等の場において環境教育を実施し、関連イベント等の展開などによっても意識高揚を図ることを検討します。

ウ 事業系ごみの減量化を推進するため、多量排出事業者に対し、減量等計画書の策定を指導するとともに、廃棄物管理責任者の設置などを求めていきます。

エ パンフレットやポスター等を作成し、市民や事業者に配布していきます。

ごみ減量化の推進

容器包装リサイクル法の対象である資源ごみの収集等については、分別収集計画に基づいて実施するものとしますが、今後は資源ごみの計画収集によるごみの減量化及び再資源化についても検討していくものとします。

集団資源回収の推進

市民が主体となって実施する集団資源回収は、資源化率の向上だけでなく、子供達の身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる優れた資源化施策であると考えられます。

集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進についても期待できることから、今後も集団資源回収の支援等を継続していきます。

飲料容器（空き缶・ペットボトル）回収機の活用

本市では、ペットボトル・空き缶の回収機を設置しており、この回収機にペットボトル・空き缶を投入して一定のポイントを貯めると割引券として使えるローカルデポジット制度を導入しています。これらの制度を今後も継続して活用するとともに、回収機の増設や適切な維持管理方法等についても検討していきます。

ごみ処理手数料の設定

適切なごみ処理手数料の設定は排出抑制の有効な施策となり得ると考えられることから、状況に応じた適切な金額などについて随時検討していくものとします。

(2) 市民における方策

使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用の必要性を認識するとともに、実行する主役は市民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直すものとします。

これには、物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り換え）などによる再利用に努めることが必要です。

また、商品購入や物品の廃棄にあたっては、環境に対する影響を考慮し、さらに買い物にはメモ等を持参して計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品などの活用も効果的です。

また、買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品の選択なども重要です。

無駄のない食生活（エコクッキング）の推奨

必要なだけの食材等を購入することにより、賞味期限切れ等で廃棄しなければならない食品を無くしていきます。また料理方法等を工夫し、生ごみとして出る物を可能な限り少なくします。

物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用することや、より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使うこと等により、なるべくごみとして出さないことを心掛けます。

また、不要となった品については、他の活用法を考えることも重要です。(古いタオルをぞうきんにすることで、既成のぞうきんを購入しない等)

資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、市民団体等が実施する資源ごみの集団資源回収に協力することが重要です。

ごみの出し方

ごみ出しのマナーを遵守し、モラルの向上に努めます

(3) 事業者における方策

事業者は商品の供給者の立場だけではなく、その活動において物を大量に消費し、廃棄することが必要となる場合もあることから、これからのごみの減量化・資源化に対する役割は非常に重要なものとなってきています。

そのため、次の事項について積極的な取り組みを展開していく必要があります。

ア 事業活動に伴って発生するごみは、原則として減量化・再資源化等により、自らの責任で適正に処理する必要があります。

イ 事業系ごみの資源化ルートを確立するとともに、リサイクルの推進や分別排出等について、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図ります。

ウ 販売店は、過剰包装防止に努め、買い物袋(マイバッグ)の持参を推奨(優遇措置を講じる等)し、レジ袋の使用などを削減します。

エ 容器包装リサイクル法を遵守します。

オ 使い捨て商品をなるべく作らないようにします。

カ 食品廃棄物の水切りを徹底することや、コンポスト化等により、ごみの減量に努めていきます。

3 ごみの資源化に係る方策

より効率的な再生利用を実現していくため、次の方策を実施していくとともに、資源・不燃系ごみの破碎・選別処理施設の整備を検討します。また、あわせて民間の資源化業者を活用することにより、将来的に予想される容器包装リサイクル法の改正等に対しても、柔軟に対応していくことを目標とします。

(1) 本市（行政）における方策

安定した資源化ルートの確保

分別された資源物については、市内の資源化事業者等の協力を得て経済的かつ効率的な処理ルートを確認します。

不要品交換事業の推進

ごみとして排出されるものの中には、まだ十分に使用できるものや、修理すればまた使用可能な状態になるものも含まれています。また、引っ越しなどによって排出される不用となった家具、電化製品、衣類といったものについても、欲しい人に譲ることができれば資源の再利用となります。

そのため、不要品情報コーナーを設けることにより、市民が不要品の交換等を効率的に行えるよう、情報や場所の提供等について検討します。（広報誌やホームページを利用し、情報を発信していく等）

再生商品等の利用促進

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙等については、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品もしくはその同等品を利用するよう広報誌やイベント等で啓発していきます。またパンフレットやポスター等を作成し、市民や事業者に配布することについても検討します。

(2) 市民における方策

再生商品等の利用促進

日常生活で利用する品に再生品を購入使用することがリサイクル（再生利用）に繋がることを理解し、紙製品等は再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活

用するとともに、詰め替え商品等を優先的に選択し、利用します。

資源回収への協力

資源ごみの集団資源回収への協力や、リターナブル（再利用）びんを活用するとともに、商店が実施する牛乳パックや食品トレイ等の資源回収に積極的に協力します。

不要品交換事業等の利用促進

物を大切に使い、修理して再利用に努めるとともに、それでも不要となった商品についてはリサイクルショップやフリーマーケットなどの不用品の交換や販売会を活用します。

使用頻度の少ない商品の購入抑制

使用頻度が少ないと思われる商品などは、レンタルショップ等を活用します。

(3) 事業者における方策

再生商品等の供給

再生資源を原材料として用いた製品の供給を検討あるいは拡大するとともに、詰め替え商品やリターナブルびん等の製造・販売を積極的に進めていきます。

再生商品等の利用促進

使用する事務用品や日用品等については、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用します。

資源ごみの回収ルートの構築

事業者は販売ルート等を通じた回収システムを確立するとともに、牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収についても実施していきます。

4 ごみ減量化及び資源化についての重点施策

特に重点的に実施していく施策は、以下のとおりです。

市民・事業者による資源物の分別排出の徹底

可燃ごみの中には紙類などの資源となるごみもまだ多く含まれていることから、ごみの減量化、資源化を推進していくためにも、書籍類の古紙回収業者への引き取り依頼や、集団資源回収の推進及び飲料容器回収機の活用等による資源物の分別排出の徹底を図っていくものとします。

特に、事業系ごみについては、紙ごみ（シュレッダーダストなど）が多く含まれることから、資源化業者の紹介及び資源化ルートの斡旋などの情報提供や、多量排出事業者に対し、資源ごみの分別排出についての訪問指導を実施することなどについても検討します。

市民・事業者が積極的に参加できる資源化システムの構築

資源化を推進していくためには、市民の協力が必要不可欠であることから、資源化に取り組みやすい制度や仕組みの整備が重要です。

そのため、市民や事業者が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

必要に応じて、ごみ処理手数料の見直しを図る

ごみの排出者責任を明確にするとともに、排出量に応じた費用の負担を求めるとごみ有料化は効果的な減量化施策と考えられています。

原則的には現在の体制を維持するものとしますが、本計画に基づく減量化・資源化施策の進捗状況等によっては、近隣市町村との手数料のバランスを図りながら、適正なごみ処理手数料等について随時検討し、必要に応じて見直しするものとします。

第6節 将来ごみ量の計画値

本市における将来ごみ量の数値目標を達成するため、前節で述べたごみ減量化及び資源化施策を実施していくものとし、将来ごみ量の計画値を設定します。

表3-6-1 本市における将来ごみ量の計画値（1人1日平均排出量）

区 分	単位	年 度						
		H18	H22	H25	H30	H35		
		実績値	予 測 値					
人口等	(1) 行政区域内人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(2) 計画収集人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(3) 自家処理人口（(1) - (2)）	人	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	(4) 家庭系ごみ原単位	g/人日	760.46	700.25	637.00	633.37	630.73
		(5) 可燃ごみ	g/人日	686.91	635.09	517.43	517.44	517.44
		(6) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	24.99	20.70	19.19	17.43	16.14
		(7) 不燃ごみ（ガラス類）	g/人日	38.51	34.45	32.89	31.05	29.72
		(8) 資源ごみ（紙類）	g/人日	-	-	57.50	57.49	57.49
		(9) 粗大ごみ	g/人日	9.22	9.19	9.19	9.19	9.19
		(10) 使用済み電池	g/人日	0.83	0.82	0.80	0.77	0.75
	エコ・コミュニティ事業（資源物）	(11) エコ・コミュニティ事業（資源物）	g/人日	11.35	12.69	13.36	14.27	15.04
		(12) アルミ缶	g/人日	2.15	2.27	2.32	2.38	2.43
		(13) スチール缶	g/人日	3.68	3.61	3.59	3.57	3.56
		(14) ペットボトル	g/人日	5.52	6.81	7.45	8.32	9.05
	(15) 集団資源回収量	g/人日	93.58	100.87	103.57	106.75	109.05	
	事業系	(16) 事業系ごみ年間搬入原単位	g/人日	172.00	171.61	155.49	155.49	155.49
		(17) 可燃ごみ	g/人日	170.48	170.10	153.98	153.98	153.98
		(18) 不燃ごみ（金物類）	g/人日	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26
(19) 不燃ごみ（ガラス類）		g/人日	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26	
(20) 粗大ごみ		g/人日	1.02	0.99	0.99	0.99	0.99	
計	(21) ごみ排出量原単位	g/人日	1,037.39	985.42	909.42	909.88	910.31	
減量化指数（H18:1,037.39g/人日を100とする）			100	95	88	88	88	
処理内訳	(22) 破碎・選別処理量原単位	g/人日	75.07	66.67	63.58	59.95	57.31	
		(a) 可燃残渣	g/人日	10.68	9.48	9.04	8.52	8.15
		(b) 選別資源物	g/人日	29.10	25.32	24.15	22.77	21.76
		(c) 不燃残渣	g/人日	35.29	31.87	30.39	28.66	27.40
	(23) 焼却処理量原単位	g/人日	868.07	814.67	680.45	679.94	679.57	
	(24) 焼却残渣（焼却灰）	g/人日	81.36	79.43	66.34	66.29	66.25	
	(25) 焼却残渣（ばいじん）	g/人日	21.62	20.58	17.19	17.17	17.16	
	(26) 直接資源化量原単位	g/人日	104.93	113.56	174.43	178.51	181.58	
	(27) 総資源化量原単位	g/人日	134.03	138.88	198.58	201.28	203.34	
	(28) 資源化率	%	12.92%	14.09%	21.84%	22.12%	22.34%	
	(29) 最終処分量原単位	g/人日	138.27	131.88	113.92	112.12	110.81	
(30) 最終処分率	%	13.33%	13.38%	12.53%	12.32%	12.17%		

平成22年度は国及び県の目標年度となっているため、参考として示しています。

表3-6-2 本市における将来ごみ量の計画値（年間排出量）

区 分		単位	年 度					
			H18 実績値	H22	H25	H30	H35	
人口等	(1) 行政区域内人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(2) 計画収集人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671	
	(3) 自家処理人口((1)-(2))	人	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	(4) 家庭系ごみ年間排出量	t/年	17,417	15,767	14,272	14,099	13,968
		(5) 可燃ごみ	t/年	15,733	14,300	11,593	11,518	11,459
		(6) 不燃ごみ(金物類)	t/年	572	466	430	388	357
		(7) 不燃ごみ(ガラス類)	t/年	882	776	737	691	658
		(8) 資源ごみ(紙類)	t/年	-	-	1,288	1,280	1,273
		(9) 粗大ごみ	t/年	211	207	206	205	204
		(10) 廃乾電池	t/年	19	18	18	17	17
		(11) エコ・コミュニティ事業(資源物)	t/年	260	285	299	317	333
		(12) アルミ缶	t/年	49	51	52	53	54
		(13) スチール缶	t/年	84	81	80	79	79
	(14) ペットボトル	t/年	127	153	167	185	200	
	(15) 集団資源回収量	t/年	2,143	2,271	2,321	2,376	2,415	
	事業系	(16) 事業系ごみ年間搬入量	t/年	3,940	3,864	3,484	3,462	3,444
		(17) 可燃ごみ	t/年	3,905	3,830	3,450	3,428	3,410
		(18) 不燃ごみ(金物類)	t/年	6	6	6	6	6
(19) 不燃ごみ(ガラス類)		t/年	6	6	6	6	6	
(20) 粗大ごみ		t/年	23	22	22	22	22	
計	(21) ごみ排出量年間排出量	t/年	23,760	22,187	20,376	20,254	20,160	
減量化指数(H18:23,760 t/年を100とする)			100	93	86	85	85	
処理内訳	(22) 破碎・選別処理量	t/年	1,719	1,501	1,425	1,335	1,270	
		(a) 可燃残渣	t/年	245	213	203	190	181
		(b) 選別資源物	t/年	666	570	541	507	482
		(c) 不燃残渣	t/年	808	718	681	638	607
	(23) 焼却処理量	t/年	19,883	18,343	15,246	15,136	15,050	
	(24) 焼却残渣(焼却灰)	t/年	1,863	1,788	1,486	1,476	1,467	
	(25) 焼却残渣(ばいじん)	t/年	495	463	385	382	380	
	(26) 直接資源化量	t/年	2,403	2,556	3,908	3,973	4,021	
	(27) 総資源化量	t/年	3,069	3,126	4,449	4,480	4,503	
	(28) 資源化率	%	12.92%	14.09%	21.83%	22.12%	22.34%	
(29) 最終処分量	t/年	3,166	2,969	2,552	2,496	2,454		
(30) 最終処分率	%	13.32%	13.38%	12.52%	12.32%	12.17%		

平成22年度は国及び県の目標年度となっているため、参考として示しています。

第7節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの発生量や性状を考慮し、効率的かつ経済的な処理方法を確立するため、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画について定めるものとします。

1 収集・運搬計画

- (1) ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りの無い、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより市民サービスの向上を図ります。
- (2) 家庭系ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を継続し、委託により行うものとします。なお、ごみの分別区分及び収集回数は原則的に現行制度を維持するものとしますが、必要に応じて見直しを図るものとします。
- (3) 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、本市施設では処理できないことから、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施するものとします。
- (4) 収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討していきます。

2 中間処理計画

中間処理については、最終処分される量を可能な限り低減することを目標とし、将来的にも現状の碓氷川クリーンセンターによる処理体系を基本としたごみの適正処理を継続していきます。

なお、碓氷川クリーンセンターの概要については以下のとおりです。

表 3-7-1 碓氷川クリーンセンターの概要

施設名称		碓氷川クリーンセンター
所在地		群馬県安中市原市65番地
事業主体		安中市
総面積		20,100 m ²
建築面積		約3,553 m ² (工場棟: 3,088 m ² 、管理棟: 465 m ²)
建設工期		着工: 平成 7年 6月 竣工: 平成10年 3月
処理施設	処理能力	135 t/日 (67.5t/24h × 2 炉)
	燃焼設備	全連続ストーカ式焼却炉
	排ガス処理設備	バグフィルタ + 有害ガス除去装置
施設(併設)	処理能力	20t/日 (20t/5h)
	破碎方式	せん断式 (粗破碎機) + 回転式 (破碎機)
	選別方式	磁選機、アルミ選別装置、不燃物選別装置、手選別



図 3-7-1 碓氷川クリーンセンター施設配置図

3 最終処分計画

本市では現在、最終処分を民間業者に委託して処理・処分を実施しています。

最終処分計画の策定にあたっては、年度ごとにごみの排出抑制、資源化・再生利用や、中間処理などによる減量化及び減容化を勘案し、最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分する必要があります。

第 8 節 ごみの処理施設の整備に関する事項

本市では、ごみの処理については、碓氷川クリーンセンター及び民間業者を活用し、効率的かつ経済的に実施しており、施設能力等において特に問題はありませんが、現在民間委託している最終処分場については本市施設を建設する方向で努力していきます。

なお、ごみ処理施設の建設については「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（広域化計画）」では、高崎市とともに「高崎安中ブロック」を形成し、広域化処理施設を整備する計画となっており、広域化の推進に向けた検討が始まっています。

第 9 節 その他のごみの処理に関し必要な事項

1 適正処理困難物等の対応方針

本市で収集・受け入れしないごみは、適正処理困難物として厚生大臣から指定（「一般廃棄物の指定についての厚生省水道環境部長通知：平成6年6月20日付衛環197号」）を受けた品目（25インチ以上のテレビ、250リットル以上の冷蔵庫、タイヤなど。このうち、テレビと冷蔵庫については家電リサイクル法の対象となっています。）と、本市施設では適正な処理が困難であるために指定する品目を指しており、現在は表3-2-2(p.12)に示すものとなっています。

適正処理困難物は原則として収集しないものとし、これらの品目はできる限り販売店や製造業者等に依頼して処理する方針となっており、将来的にも同様とします。

2 特別管理一般廃棄物の対応方針

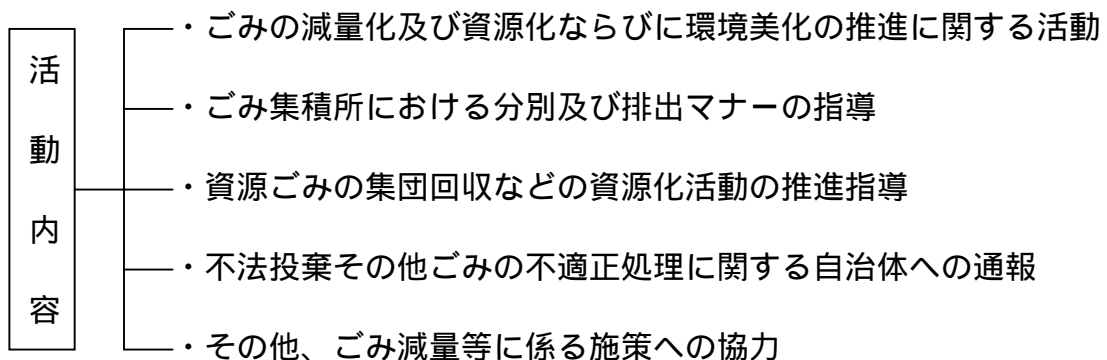
特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法第 2 条第 3 項により、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として、次のものが定められています。

- 1 PCBを使用する部品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジ）
- 2 ごみ処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）又はその処理物（溶融、焼成処理等除く）。また、ダイオキシン類対策特別措置法（特措法）に基づき、環境省令で定められたダイオキシン類含有量基準（3ng/g）を超える廃棄物焼却炉の廃棄物。
 - 〔 ・ 廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻・その処理物 〕
 - 〔 ・ 同上排ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物 〕
- 3 病院・診療所等から生じた感染性廃棄物

これら特別管理一般廃棄物については、法令により規定された適正な処理を行うものとし、特に感染性廃棄物は本市では処理できないため、各医療機関が処理専門業者に委託して処理を行っており、将来的にも同様とします。

3 安中市環境保健自治団体連合会の活用

安中市環境保健自治団体連合会は主に次の活動を実施しています。



集団資源回収などの住民活動による、地域におけるリサイクル活動の推進は大きな課題となっています。

また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集等の実施に伴い、ごみの分別区分が細分化されつつあり、適正なごみの排出方法について市民に対して適宜指導を行い、協力を要請することが必要となっています。

これらの活動を行う安中市環境保健自治団体連合会は非常に効果的な団体であり、住民活動の推進、施策への協力要請を行うものであり、今後も活用を検討していく方針です。

4 不法投棄対策に関する事項

地域の環境美化推進については、毎年環境美化運動などを通じて、市民の意識の向上を図っており、平成13年度にはポイ捨て等防止条例を施行しています。

不法投棄に対しては、巡回や市民からの通報により確認し、関係機関と連携し対処するとともに、ポイ捨て防止の電光掲示板の設置や、不法投棄防止・犬のフン害防止の看板を設置し（希望者には直接配布しています。）、市民への周知・啓発を行っています。

なお、ごみ処理費に関する手数料の見直しの際には、不法投棄の増加の懸念もあるため、適正な料金設定と不法投棄に対する強化措置もあわせて検討を行っていく必要があると考えられます。

5 災害発生時における廃棄物処理の基本方針

災害発生時には、「安中市地域防災計画」により、速やかに復旧活動に勤めるとともに、大量のごみ・し尿等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化することもあることから、迅速かつ適切な収集処理を行うとともに、必要に応じ、廃棄物処理施設の応急復旧を実施する必要があります。

なお、現在は県の指導のもと、平成20年4月に「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」を締結しております。

また、災害発生時に備えて、「災害廃棄物処理計画」の策定も検討しています。

6 地球温暖化防止に関する基本方針

一般廃棄物処理に関する地球温暖化対策としては、3Rの推進による焼却量の抑制や燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用するごみ発電やバイオマスエネルギーの利用によって、化石燃料の使用量を抑制することが考えられます。

その他、一般廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の発生量を把握し、地球温暖化防止のために温室効果ガスの排出量削減目標を定めることなどについても検討するものとします。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の状況

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま近くの公共用水域に放流されるため、水質汚濁の原因のひとつとなっています。

これらの改善のため、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設を整備することにより、し尿汲み取りや単独処理浄化槽世帯を減少させるとともに、合併処理浄化槽の普及促進等による抜本的な発生源対策の継続が求められています。

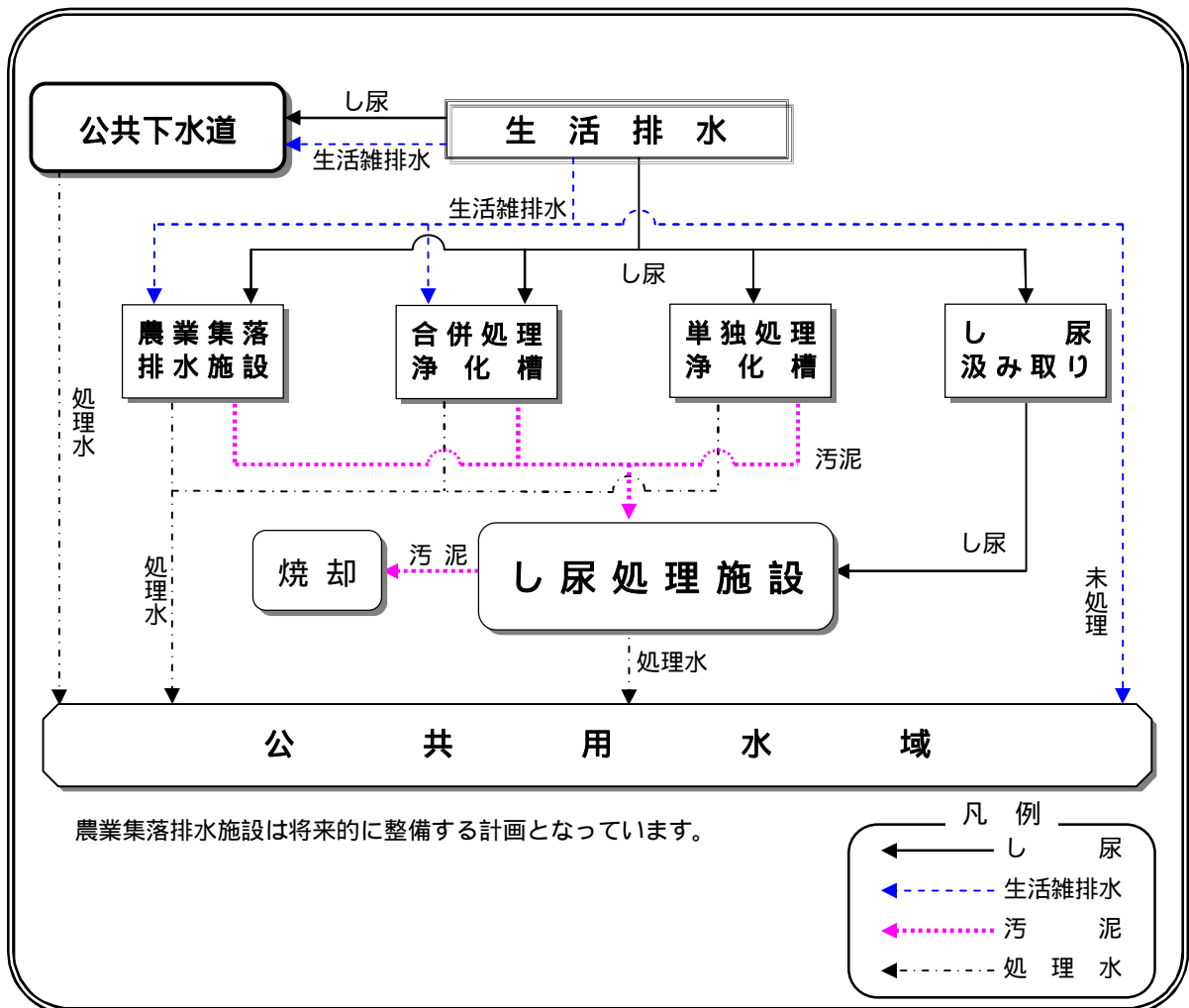
そこで、将来的にも公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保全していくため、合併処理浄化槽や集合処理施設の普及促進を図ることにより、生活排水の衛生処理を推進し、市民及び事業者の協力のもと、河川等の公共用水域の水質汚濁防止に努めていく必要があります。

第2節 生活排水処理体系

本市全域より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、碓氷川クリーンセンターし尿処理施設によって処理されています。

生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本市における生活排水処理体系の概要は以下に示すとおりです。



注)「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい(水質汚濁防止法による定義)「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。
 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域をいいます。

図 4-2-1 生活排水処理体系の概要

第3節 生活排水処理の現状

1 生活排水の処理形態別人口等の実績

本市における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績を次に示します。

表 4-3-1 本市における生活排水処理形態別人口実績値

区 分	単位	年 度					
		H15	H16	H17	H18	H19	
		実 績					
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299
	(2) 処理人口(自家処理を除く人口)	人	63,986	63,752	63,179	62,752	62,299
	(3) 汚水衛生処理人口	人	18,041	19,354	20,390	21,197	22,046
	(4) 公共下水道人口	人	8,692	8,952	9,370	9,682	10,644
	(5) 集落排水施設人口	人	-	-	-	-	-
	(6) コミュニティ・プラント人口	人	695	703	695	695	0
	(7) 合併処理浄化槽人口	人	8,654	9,699	10,325	10,820	11,402
	" (補助分)	人	8,654	9,699	10,325	10,820	11,402
	" (その他)	人	0	0	0	0	0
	(8) 未処理人口	人	45,945	44,398	42,789	41,555	40,253
	(9) 単独処理浄化槽人口	人	31,255	30,273	30,773	30,930	30,268
(10) 非水洗化(汲み取り)人口	人	14,690	14,125	12,016	10,625	9,985	
(11) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
汚 水 処 理 率		%	28.2%	30.4%	32.3%	33.8%	35.4%
し尿・汚泥量	(12) 汲み取りし尿量	kL/年	7,429	7,030	6,633	6,208	6,080
	(13) 単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	21,738	23,121	23,044	23,693	23,977
	(14) 合併処理浄化槽汚泥量	kL/年					
	(15) 計((12)+(13)+(14))	kL/年	29,167	30,151	29,677	29,901	30,057

平成19年度からコミュニティ・プラントは公共下水道に接続されています。

2 収集・運搬の主体

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の主体及び収集・運搬車両台数を以下に示します。

表 4-3-2 本市における収集・運搬の主体

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
安中市	許可業者	許可業者

表 4-3-3 本市における収集・運搬車両台数

仕 様	合計 積載量	台 数 (台)	備 考
パキューム車	65,300 k g	27	許可業者所有車

3 し尿処理施設及び汚水処理施設整備計画等

(1) し尿処理施設の概要

本市では、碓氷川クリーンセンターによりし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。なお、将来的にも現状の処理体制を維持する計画です。

表 4-3-4 し尿処理施設の概要

施設名称	碓氷川クリーンセンター
所在地	群馬県安中市原市 65 番地
事業主体	安中市
総面積	8,112.13m ²
建築面積	1,362.21m ²
延床面積	2,282.62m ²
建設工期	着工：平成元年 8 月 竣工：平成 4 年 3 月
処理能力	90kL/日（し尿：38kL/日、浄化槽汚泥 52kL/日）
処理方式	高負荷脱窒素処理 + 高度処理方式

下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿の搬入量は年々減少しています。

し尿処理施設の運転開始当初のし尿搬入量設計値では、し尿 42%、浄化槽汚泥 58%でしたが、平成 19 年度現在の割合ではし尿 20%、浄化槽汚泥 80%まで変化しています。

浄化槽汚泥は台所からの生活雑排水による汚泥も含まれることから、油脂分などが多く、有機物が少ないという特徴があり、今後さらに浄化槽汚泥の割合が多くなるようであれば、浄化槽汚泥対応型し尿処理施設として改修する必要があると考えられます。

(2) 汚水処理施設整備計画の概要

本市における汚水処理施設の整備計画は、随時見直しが図られるものです。

そのため、本計画では構想段階のものも含め、平成 21 年 3 月時点での概要を以下に示します。

ア 公共下水道事業整備計画の概要

公共下水道整備計画では、最終的に 1,000ha を整備する計画となっており、平成 22 年度までに約 370ha が整備完了する予定です。今後、旧松井田町地区を含めた公共下水道整備計画の見直しを行っていくこととなっています。

イ 農業集落排水施設整備計画の概要

農業集落排水施設については、市内 14 地区において計画されています。

ウ 浄化槽設置整備事業の概要

新築住宅などには合併処理浄化槽の設置が義務付けられており、本市では新築・既設からの改造においても合併処理浄化槽の設置には補助金を交付し、普及促進を図っています。

4 生活排水処理施設の管理主体等

本市における生活排水処理施設の管理主体の概要は以下のとおりとなります。

表 4-3-5 生活排水処理施設の管理主体等

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽処理施設
公 共 下 水 道	し尿・生活雑排水	安中市	利根川上流流域下水道 (県央処理区)
農 業 集 落 排 水 施 設	し尿・生活雑排水	安中市	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設
市 町 村 設 置 型 合 併 処 理 浄 化 槽	し尿・生活雑排水	安中市	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設
個 人 設 置 型 合 併 処 理 浄 化 槽	し尿・生活雑排水	設置者(個人)	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設
単 独 処 理 浄 化 槽	し 尿 の み	設置者(個人)	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設
し 尿 汲 み 取 り	し 尿 の み	設置者(個人)	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設

5 し尿・浄化槽汚泥の処理経費

本市のし尿処理に係る経費の概要を表4-3-6に示します。

平成18年度のし尿等1kL当たりの処理経費は約5,100円/kLとなっており、全国自治体の平均が約8,900円/kL(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課「日本の廃棄物処理」平成18年度版 建設・改良費を除いた処理費用)や、群馬県下の自治体平均である約8,400円/kL(群馬県「群馬県の廃棄物 平成18年度版」より)と比較しても低くなっており、これは本市のし尿・浄化槽汚泥が効率的かつ経済的に処理されていると考えられます。

表4-3-6 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移(単位:千円)

区 分			年 度				
			H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	672	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	組合分担金		0	0	0	0	0
	小 計		0	0	672	0	0
処理及び維持管理費	人件費		51,246	52,890	56,640	52,740	46,643
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	87,555	108,822	99,171	95,537	89,077
		最終処分費	0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費		6,409	5,569	5,914	11,331	10,825
	その他		0	0	0	-	-
	調査研究費		-	-	-	0	0
小 計		145,210	167,281	161,725	159,608	146,545	
その他		34,503	28,469	12,606	13,095	4,959	
合 計		179,713	195,750	175,003	172,703	151,504	
し尿・汚泥処理量(kL)		30,316kL	29,167kL	30,151kL	29,677kL	29,901kL	
1kL当たり事業費		5.9	6.7	5.8	5.8	5.1	
建設・改良費除く 1kL当たり事業費		5.9	6.7	5.8	5.8	5.1	

(資料:環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果より)

平成17年度までは安中・松井田衛生施設組合の処理経費に旧安中市及び旧松井田町の委託費等を合計したものです。

第4節 生活排水処理の課題

本市では、平成15年度時点では単独処理浄化槽と、し尿汲み取り便槽の利用人口が全体の約72%を占めており、これらの世帯から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されていたことが水質汚濁の主な原因となっていたと考えられています。

そのため、本市では公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を進めるとともに、集合処理施設の対象区域外となる世帯に対しては、合併処理浄化槽の新設または単独処理浄化槽からの切り替えを促進し、生活排水対策を推進していたことから、平成18年度における汚水処理率(生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率)は約34%に達しています。

将来的にも公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、これまでの生活排水対策を継続・発展させていく必要があると考えられます。

そこで、本市の生活排水処理の現状から、以下のように課題を整理します。

生活排水を経済的、効率的に処理するため、人口密集地域については計画的に公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設の整備を継続的に推進していく必要があります。

生活雑排水を未処理のまま放流している世帯を減少させるため、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽の削減対策を推進していきます。

将来的にも碓氷川クリーンセンターし尿処理施設による処理を継続していくため、今後も処理施設の適正な維持管理を実施していくことが課題となっています。

第5節 生活排水処理の目標と基本方針

1 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水処理施設等の集合処理施設の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進や、し尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。

本計画では、これらの生活排水施設を整備するだけでなく、地域市民や事業者が施設を有効に活用していくことにより、三者が一体となって豊かな自然環境を保全し、将来に渡って活用していくことを目標とします。

基本目標

清流の流れる水辺環境の保全と活用

～豊かな自然の適切な利用を目指して～

本市の中心部を東西方向に流れている碓氷川によって、市民の暮らしに潤いと安らぎが与えられています。

河川・水辺の水質悪化は、そこに生息する動植物だけでなく、市民にとっても深刻な問題であり、健全な水環境を確保するための対策が急務となっています。

生活排水の処理は、地域市民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、水環境の保全に努めなければなりません。

将来的にも良好な水環境を保全し、創造していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である水環境をよりよい形で将来に継承していくために、市民・事業者・本市が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことによって、水環境への負荷の少ない生活様式へ転換していかなければなりません。

2 基本方針

基本目標を達成するため、これまでと同様に公共下水道などの集合処理施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

そこで、地域の実情に応じた効率的な施設整備を計画するため、建設費用だけでなく、施設の運用に係る費用や周辺環境に対する負荷の度合い等についても、多角的な観点から検討し、経済的かつ適正な施設整備を推進していきます。

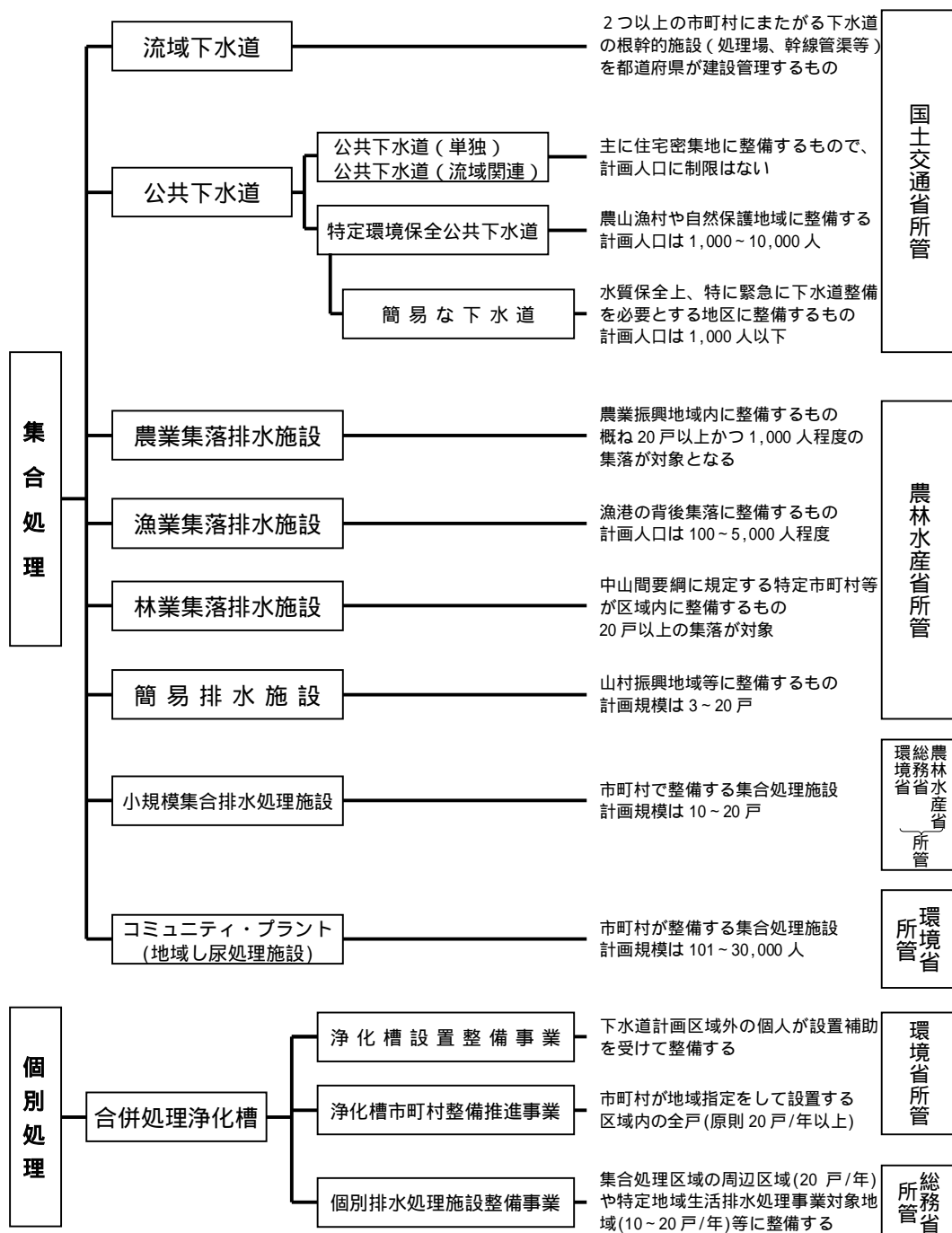


図 4-5-1 生活排水処理施設体系図

3 基本目標達成のための役割

(1) 市民・事業者・市の役割

市民の役割

市民一人ひとりが、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理するように、地域の生活排水処理施設の整備状況に合わせ、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設への早期接続や合併処理浄化槽の設置等によって生活排水処理の適正化を推進することが重要です。

事業者の役割

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理施設を設置・整備するとともに、事務所等からの生活排水についても、適正な処理をすることが必要です。

市の役割

本市では、し尿・浄化槽汚泥を将来的にも安全かつ経済的に処理するため、碓氷川クリーンセンターし尿処理施設による処理を継続していきます。

なお、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の利用を促進するため、啓発活動や補助制度等の周知を図っていくものとします。

また、市民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活用を促進していくことを検討します。

4 達成目標の設定

(1) 国の方針

国の社会資本整備重点計画において、汚水処理人口普及率の目標を平成19年度までに86%と設定していましたが、平成19年度における汚水処理人口普及率は83.7%となっています。(汚水処理人口普及率(%) = 汚水処理施設処理人口 ÷ 総人口 × 100)

【 社会資本整備重点計画 】

汚水処理人口普及率

平成19年度までに86% (長期的に100%)

(2) 県の方針

群馬県では、平成16年度に策定した群馬県汚水処理計画(都道府県構想)において、汚水処理率{(公共下水道人口 + コミュニティ・プラント人口 + 合併処理浄化槽人口(農業集落排水等人口を含む)) ÷ 総人口 × 100}の目標値を次のように設定しています。

【 群馬県汚水処理計画 】

汚水処理率

平成22年度において76% (長期的に100%)

(3) 本市の目標

現在の本市の汚水処理率は、33.8% (平成18年度)となっています。

今後も、公共下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽などによって、市民・事業者・本市が協働して生活排水の適正処理を推進することにより、本市での実現可能性を考慮し、平成22年度までに約43%、平成25年度には約50%、平成30年度には約61%とし、本計画の目標年度である平成35年度には約71%とすることを目標とします。

【 本市の目標 】

汚水処理率

平成22年度までに約43%、平成35年度において約71%

5 し尿及び浄化槽汚泥量等の予測

表 4-5-1 本市における生活排水形態別人口等の予測結果

区 分	単位	年 度					
		H18	H22	H25	H30	H35	
		実績	予 測 値				
生活排水処理形態別人口	(1) 行政区域内人口	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671
	(2) 処理人口(自家処理を除く人口)	人	62,752	61,690	61,385	60,985	60,671
	(3) 汚水衛生処理人口	人	21,197	26,579	30,818	37,307	42,866
	(4) 公共下水道人口	人	9,682	12,453	14,928	19,053	23,178
	(5) 集落排水施設人口	人	-	-	-	2,424	5,743
	(6) コミュニティ・プラント人口	人	695	0	0	0	0
	(7) 合併処理浄化槽人口	人	10,820	14,126	15,890	15,830	13,945
	" (補助分)	人	10,820	14,126	15,890	15,830	13,945
	" (その他)	人	0	0	0	0	0
	(8) 未処理人口	人	41,555	35,111	30,567	23,678	17,805
	(9) 単独処理浄化槽人口	人	30,930	27,950	25,352	20,603	15,993
(10) 非水洗化(汲み取り)人口	人	10,625	7,161	5,215	3,075	1,812	
(11) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
汚 水 処 理 率		%	33.8%	43.1%	50.2%	61.2%	70.7%
し尿・汚泥量	(12) 汲み取りし尿量	kL/年	6,208	4,365	3,179	1,876	1,106
	(13) 単独処理浄化槽汚泥量	kL/年	23,693	16,118	14,622	11,881	9,224
	(14) 合併処理浄化槽汚泥量	kL/年		8,147	9,165	10,527	11,355
	(15) 計((12)+(13)+(14))	kL/年	29,901	28,630	26,966	24,284	21,685

平成 22 年度は県の目標年度となっているため、参考として示しています。

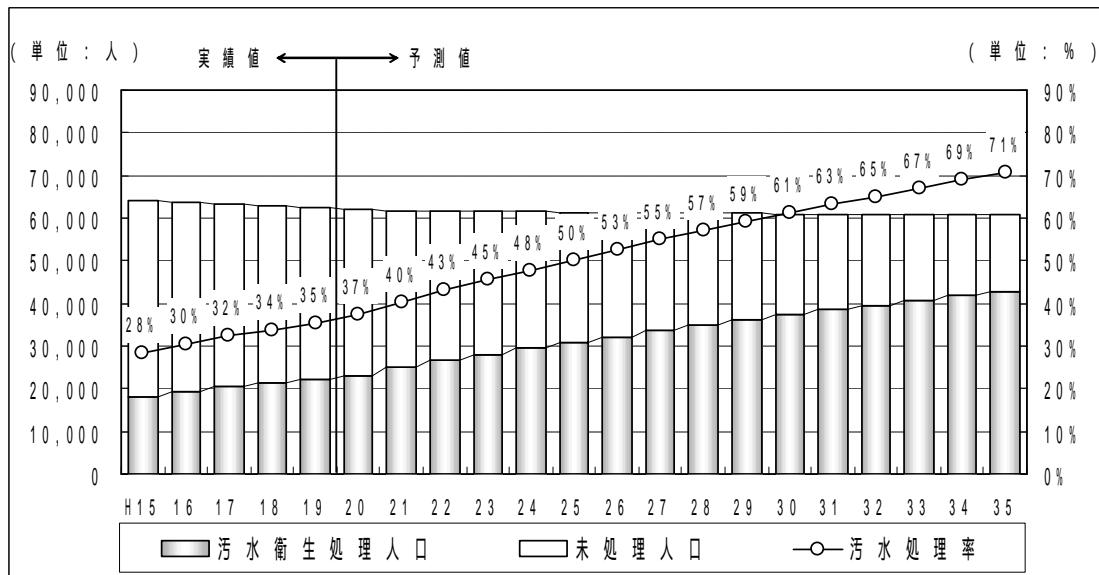


図 4-5-2 汚水衛生処理人口と汚水処理率の推移

第6節 目標達成のための方策

本市では、目標の達成へ向け、次のような方策を推進していきます。

(1) 合併処理浄化槽等における方策

合併処理浄化槽の普及促進

- ア 下水道区域外あるいは下水道が整備されるまでに相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を促進していくものとします。
- イ 合併処理浄化槽を設置する際の補助制度について周知を図ります。
- ウ 個人で設置した合併処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

(2) 公共下水道整備における方策

公共下水道の利用促進

- ア 下水道区域内で公共下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については、早急に公共下水道へ接続するように指導していきます。
- イ 下水道接続等に関する補助制度の活用について、周知を図ります。

(3) 農業集落排水施設における方策

農業集落排水施設の整備

- ア 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域において、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設を計画的に整備することにより、公共用水域の水質保全を図るものとします。
- イ 農業集落排水施設区域内で整備が終了し、供用が可能となった地域については、早急に農業集落排水施設へ接続するように指導していきます。

(4) 収集・運搬における方策

収集・運搬体制の効率化

- ア 収集・運搬区域は本市の全域とします。
- イ し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者により効率的に収集を行えるよ

うな収集・運搬体制が構築されていることから、将来的にもこれを継続していきます。

(5) 中間処理・最終処分における方策

碓氷川クリーンセンターし尿処理施設での適正処理

下水道等の整備に伴い、し尿量及び単独処理浄化槽汚泥量は年々減少し、合併処理浄化槽汚泥が多くなるものと予測されます。

将来的に合併処理浄化槽汚泥の割合が多くなった場合においても適切な処理が維持できるように、施設の適切な運転管理または施設の改良を検討します。

また、し尿処理施設を更新する場合においても、搬入量の状況や広域化処理施設などの進展を考慮しながら、可能な限り既存施設の建屋を活用し、内部の設備機器のみを改造・交換を行うものとします。

し渣・汚泥等の処理・処分

現在は、碓氷川クリーンセンターし尿処理施設で処理・処分を行っています。

現在の処理・処分体制において、特に問題となることはないことから、将来的にも現状を維持するものとします。

(6) 啓発事業における方策

情報提供の充実

本市では、広報・啓発用のチラシ、ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していくことを検討します。

家庭でできる対策の周知

本市では自治会等と連携を図りながら、広報誌やホームページによる情報提供及び地域説明会などの実施等によって、家庭でできる具体的な対策について周知を図ります。

各種イベントの開催

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを開催し、公共用水域の保全と環境について、市民の意識の高揚を図ることを検討します。

(7) 環境学習における方策

水辺の見学会や学習会などを行い、下水道及び合併処理浄化槽などを利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

(8) 災害時における方策

災害発生時には、「安中市地域防災計画」に基づき、必要に応じて仮設トイレを設置することや、収集運搬機材及び一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握と、被害箇所の修理を迅速に行うために必要とする機材や人員を確保するものとします。

また、災害発生時に備えて、「災害廃棄物処理計画」の策定も検討しています。

第7節 生活排水処理施設整備計画

1 公共下水道事業整備計画

本市における公共下水道事業では、現行の公共下水道事業整備計画を推進していくものとしします。

2 汚水処理施設整備計画

公共下水道計画区域以外の汚水処理については、単独公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント施設など、整備の必要性や施設の方向性などを検討しながら、地域の実情に沿った整備計画を定めるものとしします。

3 合併処理浄化槽整備計画

公共下水道計画区域以外の地域については、浄化槽市町村整備事業による合併処理浄化槽の設置を検討しします。

また、新築だけではなく、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り式から合併処理浄化槽へ改築する際の補助金についても、上乘せ制度の導入などを検討するものとしします。

安中市一般廃棄物処理基本計画

平成21年3月

発行・編集 安中市役所 市民部環境推進課 廃棄物対策係
〒379-0192 群馬県安中市安中 1-23-13
電話 027-382-1111 (内線 1121)